

目 次

津市規則

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

市道路線の区域変更

国民健康保険被保険者証の無効

平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の供用開始

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

津市公告

津都市計画地区計画の案となるべき事項の縦覧

津市農業振興地域整備計画の変更

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

平成31年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

三重短期大学専任教員の募集

津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（棕本処理区）流域関連津市公共下水道計画の変更の案の縦覧

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道計画の変更の案の縦覧

下水道区域の供用開始

津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票の時間

三重県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

三重県議会選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市榎原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市榎原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市榎原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市榎原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

津市榎原財産区議会議員選挙の選挙期日

津市榎原財産区議会議員選挙における投票所の決定

津市榎原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市榎原財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同

津市榎原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市榎原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市榎原財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定

津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市榎原財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第3号

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第147号）の一部を次のように改正する。

第5条中「簡易宿泊施設使用（使用許可）申請書」を「簡易宿泊施設使用（使用変更）許可申請書」に改める。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「（あて先）美し郷霧山指定管理者」を「（宛先）津市美し郷霧山指定管理者」に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月14日

津市長

津市規則第4号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第37号様式その3中 を	氏名 (名称)				
	住所 (所在地)				

氏名 (名称)				
------------	--	--	--	--

に改める。

第52号様式中

課税標準となる法人税額①			円			円
分割基準②	人 ／	人		人 ／	人	
分割法人における課税標準となる法人税額①×②			円			円
税率④	／100		／100			
税額 ⑤ ①×④又は③×④			円			円
市町村民税の特定寄附金⑥ 税額控除額			円			円
外国の法人税等の額の控除額⑦			円			円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑧			円			円

差引法人税割額 ⑤-⑥-⑦-⑧	円				円										
租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	円				円										
法人税割額 ⑨-⑩	円				円				円	円					円
均等割額	算定期間中において 事務所等を有してい た月数	月			月										
均等割額	⑭	円			円			円	円	円	円				円
納付すべき市民税額又は減 額すべき市民税額⑫+⑮ ⑯ (一印は減額)	円				円			納期限							
不足税額に対する 延滞金	計算期間 (~) 日	⑯			控除期間 (~) 日	⑯		⑯-⑯	日						円

を

課税標準となる法人税額 ①	円			円			円									
分割基準 ②	人	/	人	人	/	人	/	人								
分割法人における課税標準となる法人税額①×②	円			円			円									
税率 ④	/100			/100			/100									
税額 ⑤ ①×④又は③×④	円			円			円									
市町村民税の特定寄附金 ⑥ 税額控除額	円			円			円									
外国関係会社等に係る控 除対象所得税額等相当額 ⑦ 又は個別控除対象所得税 額等相当額の控除額	円			円			円									
外国の法人税等の額の控 除額 ⑧	円			円			円									
仮装経理に基づく法人税 割額の控除額 ⑨	円			円			円									
差引法人税割額 ⑩ ⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	円			円			円									
租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額 ⑪	円			円			円									
法人税割額 ⑫ ⑩-⑪	円			円			円			円	円	円				
均等割額	算定期間中において 事務所等を有してい た月数 ⑭	月		月			月									
均等割額	⑮	円		円			円		円	円	円	円			円	

納付すべき市民税額又は減額 額すべき市民税額⑯ + ⑰ ⑰ (一印は減額)	円	納期限		
不足税額に対する 延滞金	計算期間 ⑯ (~) 日	控除期間 ⑰ (~) 日	⑯ - ⑰ 日	円

に改める。

第 64 号様式その 1 (表) 中

住所 ・ 氏名	
---------------	--

を

に改める。

氏名	
----	--

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第5号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成18年津市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「と具体的に」を「のように具体的に」に、「車検証のとおり記載すること」を「自動車検査証、登録識別情報等通知書その他自動車の同一性が確認できる書類（以下「自動車検査証等」という。）のとおり記載してください」に、「自動車損害賠償責任保険証明書は、必ず添付してください。」

「自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険（共済）証明書は、必ず原本を
なお、自動車検査証等の原本をやむを得ず提示できない場合は、自動車検査証等の写し及び車台番号の拓本（写し可）を提示してください。」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

津市訓令第1号

序中一般

出先機関

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第6号」を「第7号」に、「第7号から第17号まで」を「第8号から第18号まで」に改め、同項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第13号」を「第14号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、同項第9号中「第11号ア」を「第12号ア」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における8日の範囲内の期間

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

津市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年津市告示第105号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真中山町自治会
三重県津市栗真中山町430番地2

代表者 小柴 正孝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	増田 耕治 三重県津市栗真中山町405番地
変更後	小柴 正孝 三重県津市栗真中山町361番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年1月27日の定期総会において改選されたため。

津市告示第29号

下記の者の市民税県民税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成31年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税県民税督促状第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○ ○ ○○○○	平成30年度市民税県民税督促状第2期から第4期まで

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 3215 津公園団地第6号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市観音寺町字北谷604番313地先から 津市観音寺町字北谷604番313地先まで	旧	9.2～ 10.2	18.5
津市観音寺町字北谷604番313地先から 津市観音寺町字北谷604番313地先まで	新	15.5	18.5

路線名 5365 神戸緑が丘第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘二丁目4番地の57地先から 津市緑が丘二丁目4番地の57地先から	新	9.5	92.8

津市告示第31号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成31年3月8日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2159221	平成30年10月1日	平成31年2月18日
8150479	平成30年10月1日	平成31年2月15日

津市告示第32号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成31年3月11日

津市長 前葉泰幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課 政策財務部資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

2019年（平成31年）4月1日から2019年5月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

津市告示第33号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
大谷町地内	1	平成31年 2月 1日
久居新町地内	1	平成31年 2月 1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 7日
久居野村町地内	1	平成31年 2月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成31年 2月 8日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 8日
高茶屋六丁目地内	1	平成31年 2月 12日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 15日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 18日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 19日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 21日
川方町地内	1	平成31年 2月 21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 22日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 2月 25日
高茶屋駅南公共自転車等駐車場	7	平成31年 2月 26日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	4	平成31年 2月 26日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	13	平成31年 2月 26日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	8	平成31年 2月 26日
白塚駅前公共自転車等駐車場	18	平成31年 2月 26日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	19	平成31年 2月 26日
フェニックス通公共自転車等駐車場	8	平成31年 2月 26日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	2	平成31年 2月 27日

高茶屋駅南公共自転車等駐車場	1	平成31年 2月27日
----------------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 後久 行輝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後久 行輝 三重県津市安濃町安濃1301番地
変更後	小林 喜久治 三重県津市安濃町安濃1611番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年2月24日の定期総会において選任され、同年3月5日から就任することになったため。

津市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
1135	新町野口線	津市久居新町905番5地先 から 津市久居新町943番2地先 まで	平成31年 3月28日

津市告示第36号

下記の者の平成29年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成31年3月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

津市告示第37号

下記の者の平成30年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成31年3月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

津市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年津市告示第229号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

納所町自治会

三重県津市納所町862番地

代表者 川北 信明

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小林 正作 三重県津市納所町931番地
変更後	川北 信明 三重県津市納所町926番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年3月3日の定期総会において改選されたため。

津市告示第39号

下記の者の平成30年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成31年3月15日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○ ○○

津市公告第26号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成18年津市条例第205号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」といいます。）を平成31年3月1日から同月15日まで縦覧に供します。

なお、同条例第3条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、平成31年3月1日から同月22日までに、津市長に意見書を提出することができます。

平成31年3月1日

津市長 前葉泰幸

1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 南が丘四丁目地区地区計画
- (3) 位置 津市南が丘四丁目地内
- (4) 区域 都市計画の図書において表示する。

2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第27号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成31年3月4日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
白山町 二本木	柏原	4767番1	2,388	190	農地	農業用施設 用地

津市公告第28号

津市美里町五百野及び美里町足坂の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成31年3月7日

津市長 前葉泰幸

1 地図及び簿冊の名称

五百野地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成31年3月7日から同月27日までの20日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、同月24日については、美里総合支所にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎5階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎5階津市建設部用地・地籍調査推進室又は美里総合支所

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年3月8日

津市長 前葉泰幸

津市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成31年3月7日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居明神町字風早2715番1、2716番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市平尾町60番地3

住まいるパートナー合同会社

代表社員 橋本 麻衣

津市公告第31号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成31年3月12日

津市長 前葉泰幸

1 採用職

教授、准教授又は講師

2 専門分野

経営学

3 担当科目

経営学及び、人的資源管理論、経営管理論、経営財務論のうち担当可能な
もの

4 採用人員

1名

5 応募資格

大学院修士課程（博士課程前期）修了又はそれと同等以上の研究上の業績
を有すること。

6 採用時期

2019年10月1日（予定）

7 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。

8 定年

65歳（三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。）

9 公募締切

2019年6月24日（月）（午後5時までに必着を要件とします。）

10 面接日

2019年8月4日（日）（面接者には2019年7月18日（木）又は
同月19日（金）に電話で連絡します。交通費は支給しません。）

11 提出書類

(1) 応募書類一覧表

(2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）

(3) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）

(4) 教育研究業績書

(教育業績書には、経営学30回分のシラバスを付してください。)

(研究業績のうち主要なもの3点に○印を付してください。)

(5) 主要業績3点の現物又はその写し（3点のみ同封してください。）

(6) 主要業績3点についての概要（日本語で各800字程度）

* (4)の教育研究業績書は指定の様式を使用してください。なお、本学ホームページ (<https://www.tsu-cc.ac.jp/members/members-recruit/>) よりダウンロード可能です。

12 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

13 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住することを要件とします。

14 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

(封筒の表に、「経営学教員応募書類在中」と朱書きしてください。)

15 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電話 059-232-2341 (代)

FAX 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

(ただし、問い合わせは原則としてFAX又はE-mailとします。)

津市上下水道事業告示第8号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、津市単独公共下水道事業計画（椋本処理区）を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成31年3月11日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（椋本処理区）流域関連津市公共下水道

2 内容

予定排水区域の新規追加ほか

3 事業の期間

2001年（平成13年）10月5日から2024年3月31日まで

4 縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

5 縦覧期間

平成31年3月11日から同月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市上下水道事業告示第9号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成31年3月11日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道

2 内容

雨水排水区の変更（統廃合）ほか

3 事業の期間

1974年（昭和49年）3月26日から2023年3月31日まで

4 縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

5 縦覧期間

平成31年3月11日から同月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

1 供用及び処理を開始する年月日

平成31年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田町の一部、羽所町の一部、上浜町一丁目の一部、栄町三丁目の一部、河辺町の一部、河芸町一色の一部、河芸町影重の一部、河芸町中別保の一部、河芸町上野の一部、河芸町千里ヶ丘の一部、河芸町西千里の一部及び安濃町曾根の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋小森上野町の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋二丁目の一部、雲出本郷町の一部、垂水の一部、藤方の一部、柳山津興の一部、上弁財町の一部、半田の一部、大園町の一部、久居相川町の一部、久居野村町の一部、久居小野辺町の一部、久居井戸山町の一部、久居元町の一部、戸木町の一部、新家町の一部及び木造町の一部

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町高野の一部、一志町田尻の一部、一志町片野の一部、白山町川口の一部及び白山町二本木の一部

(4) 津市単独公共下水道（椋本処理区）

芸濃町椋本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922番地

松阪浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（椋本処理区）

津市芸濃町椋本2576番地

津市椋本浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道総務課

7 縦覧期間

平成31年3月15日から同月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

供用開始区域図 白塚町

H31.3.31



A scale bar diagram showing a horizontal line from 0 to 100m. Below the line, the scale 1:2,500 is indicated.

供用開始区域図 白塚町

H31. 3. 31



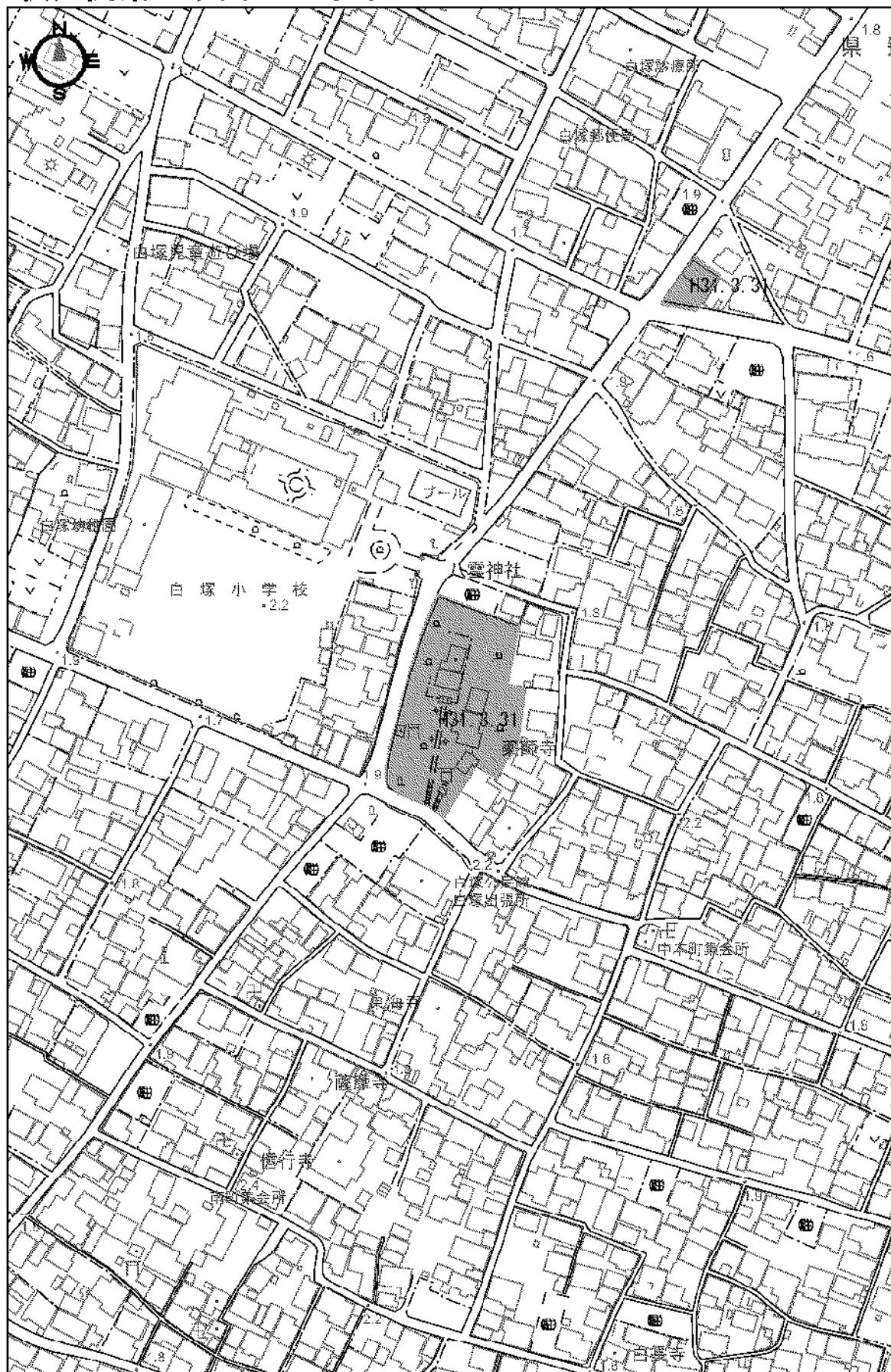
0 100m

1:2,500

津北部第2処理分区

供用開始区域図 白塚町

H31. 3. 31



津北部第3-2処理分区

1:2,500

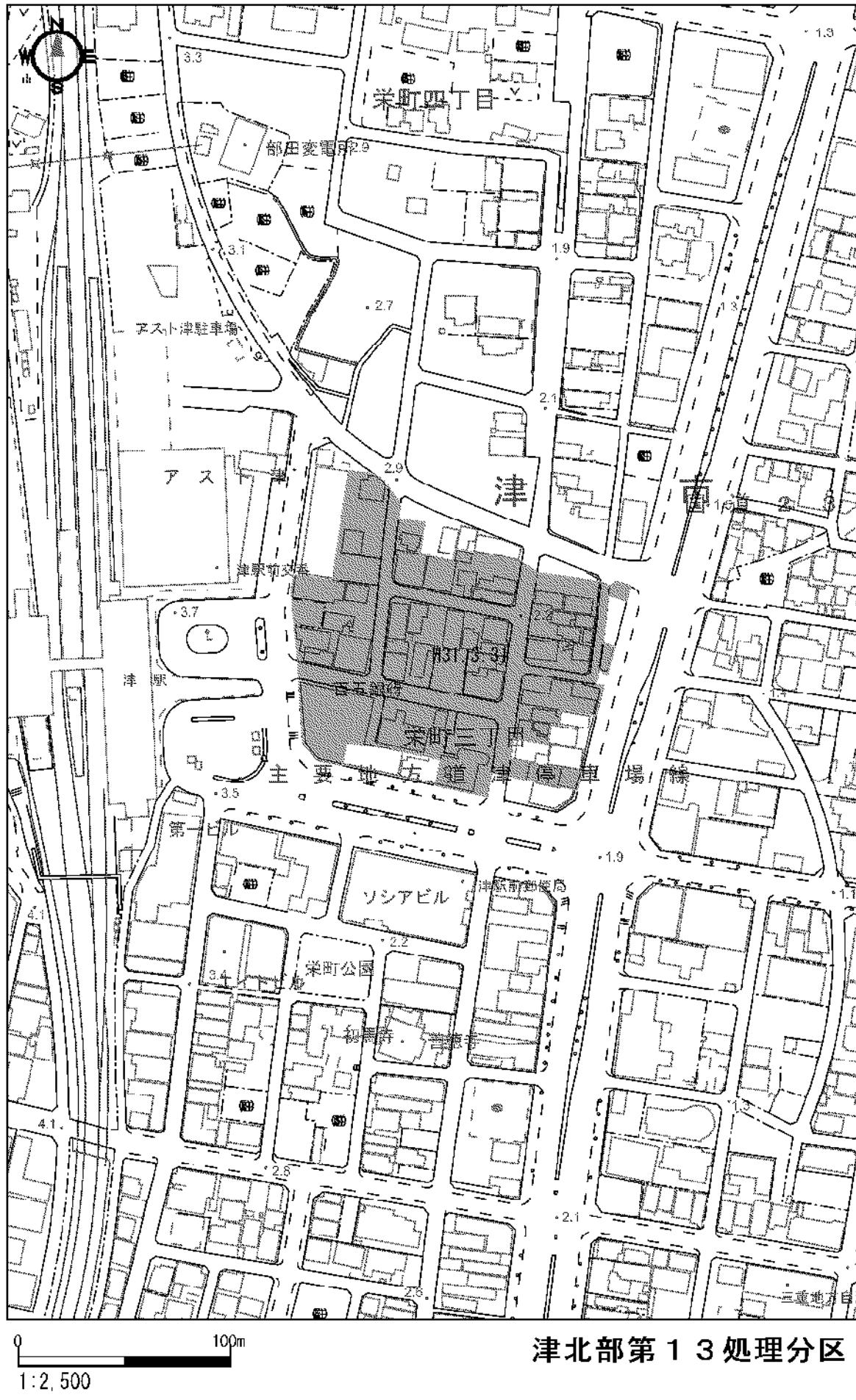
供用開始区域図 一身田町

H31.3.31



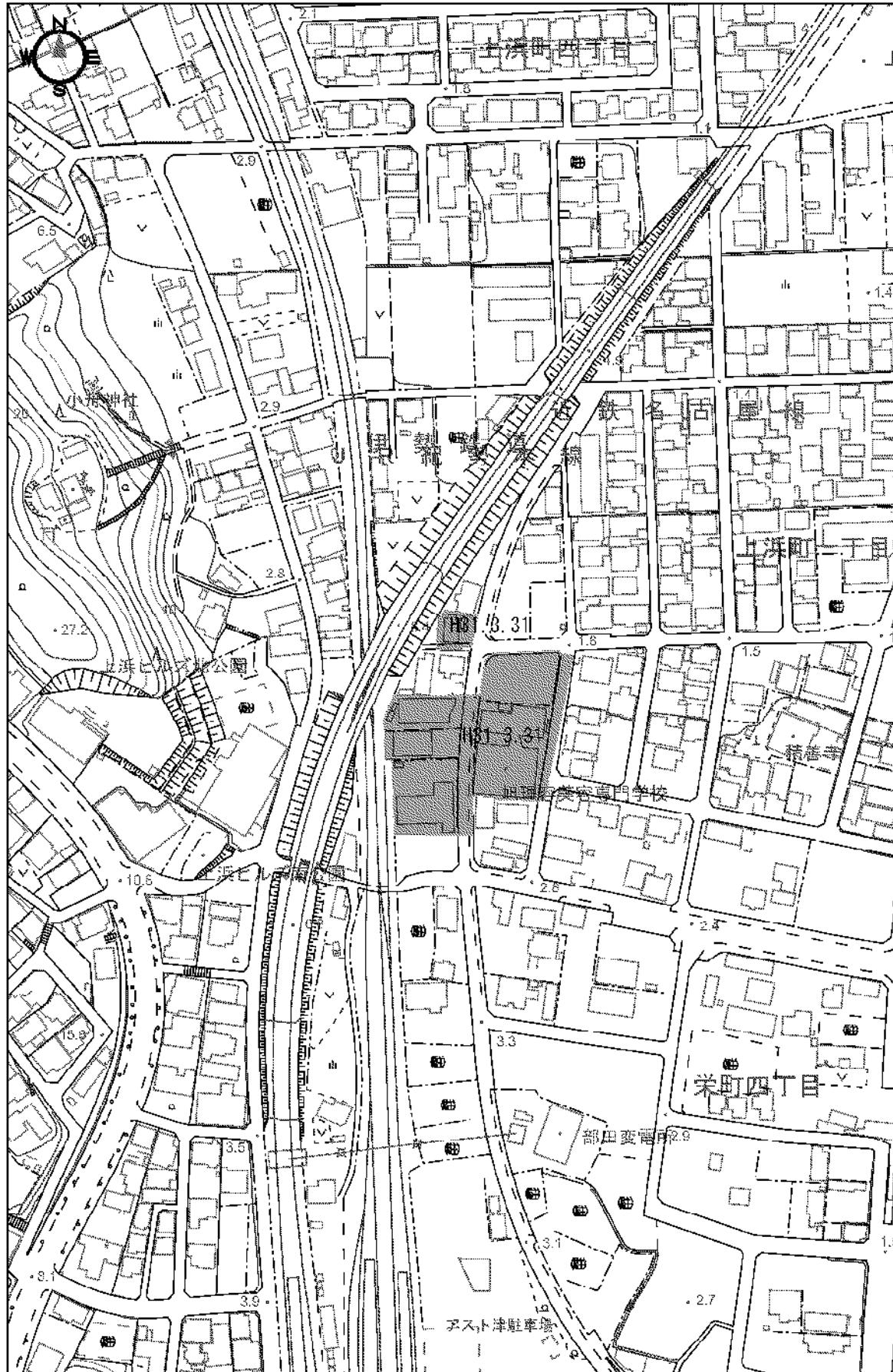
供用開始区域図 羽所町及び栄町三丁目

H31.3.31



供用開始区域図 上浜町一丁目

H31. 3. 31



0
100m
1:2,500

津北部第13処理分区

供用開始区域図 河辺町

H31, 3, 31



供用開始区域図 河芸町一色

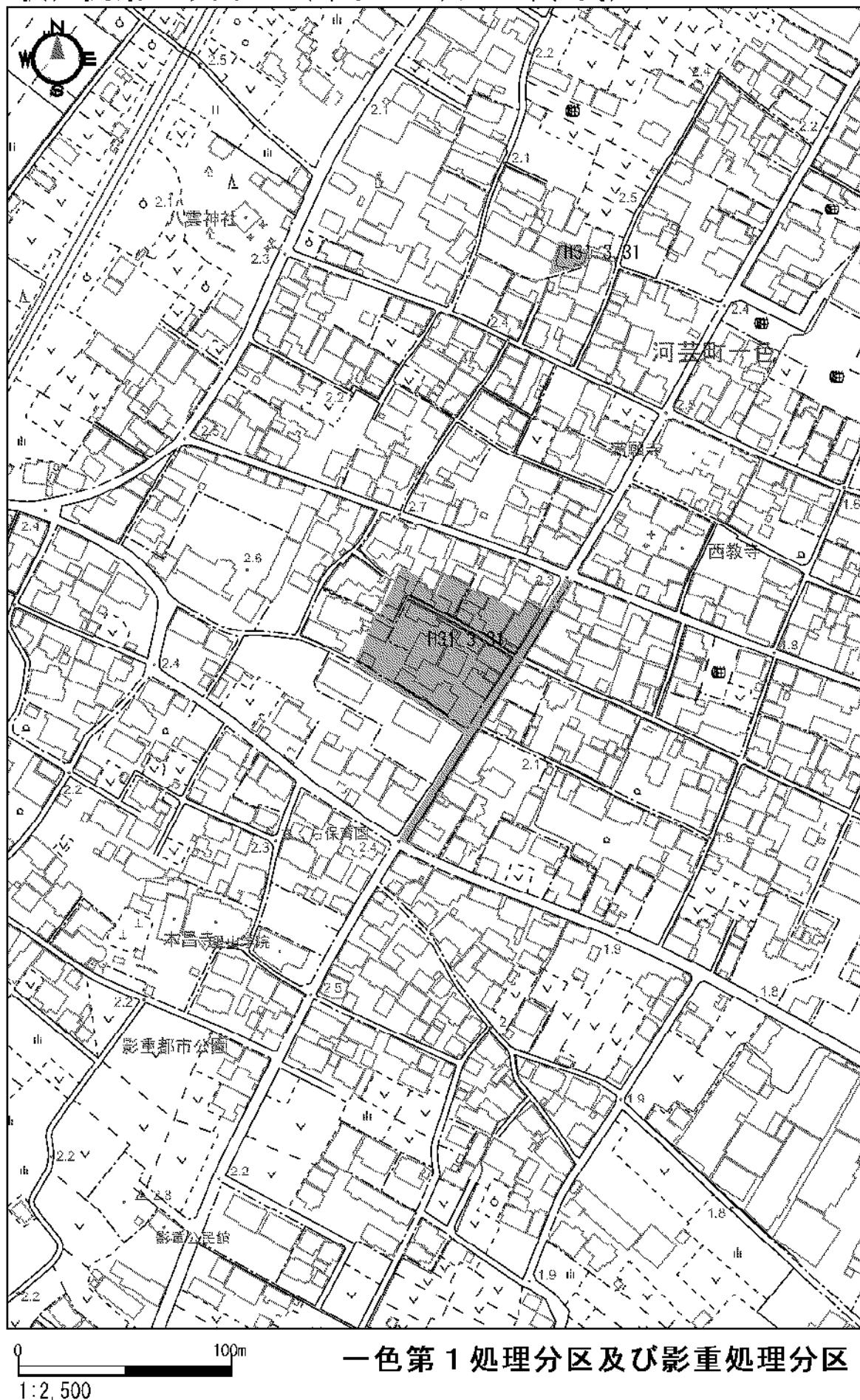
H31.3.31



一色第1处理分区

1:2,500

供用開始区域図 河芸町一色及び河芸町影重 H31. 3. 31



一色第1処理分区及び影重処理分区

1:2,500

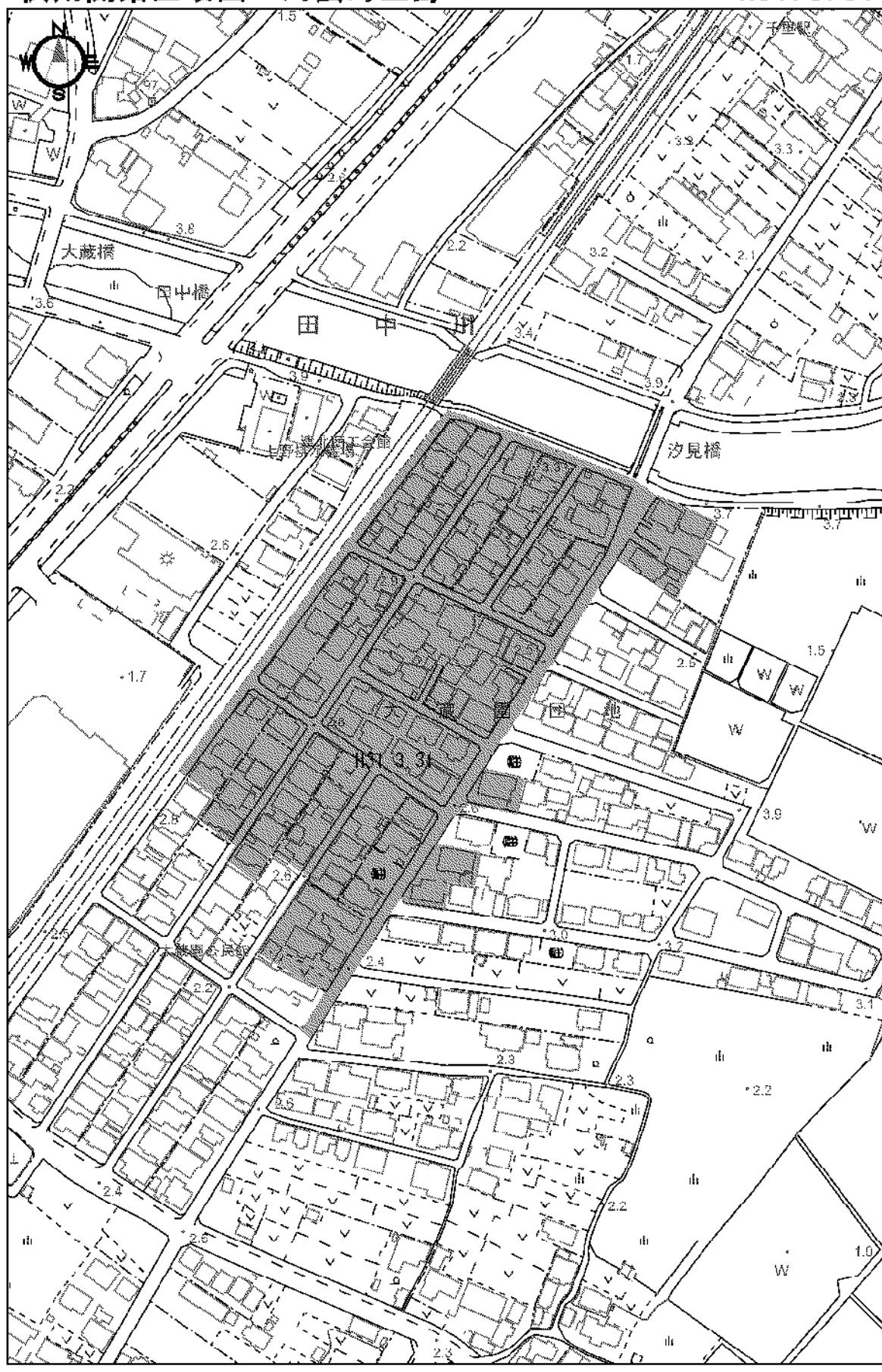
供用開始区域図 河芸町中別保

H31.3.31



供用開始区域図 河芸町上野

H31.3.31

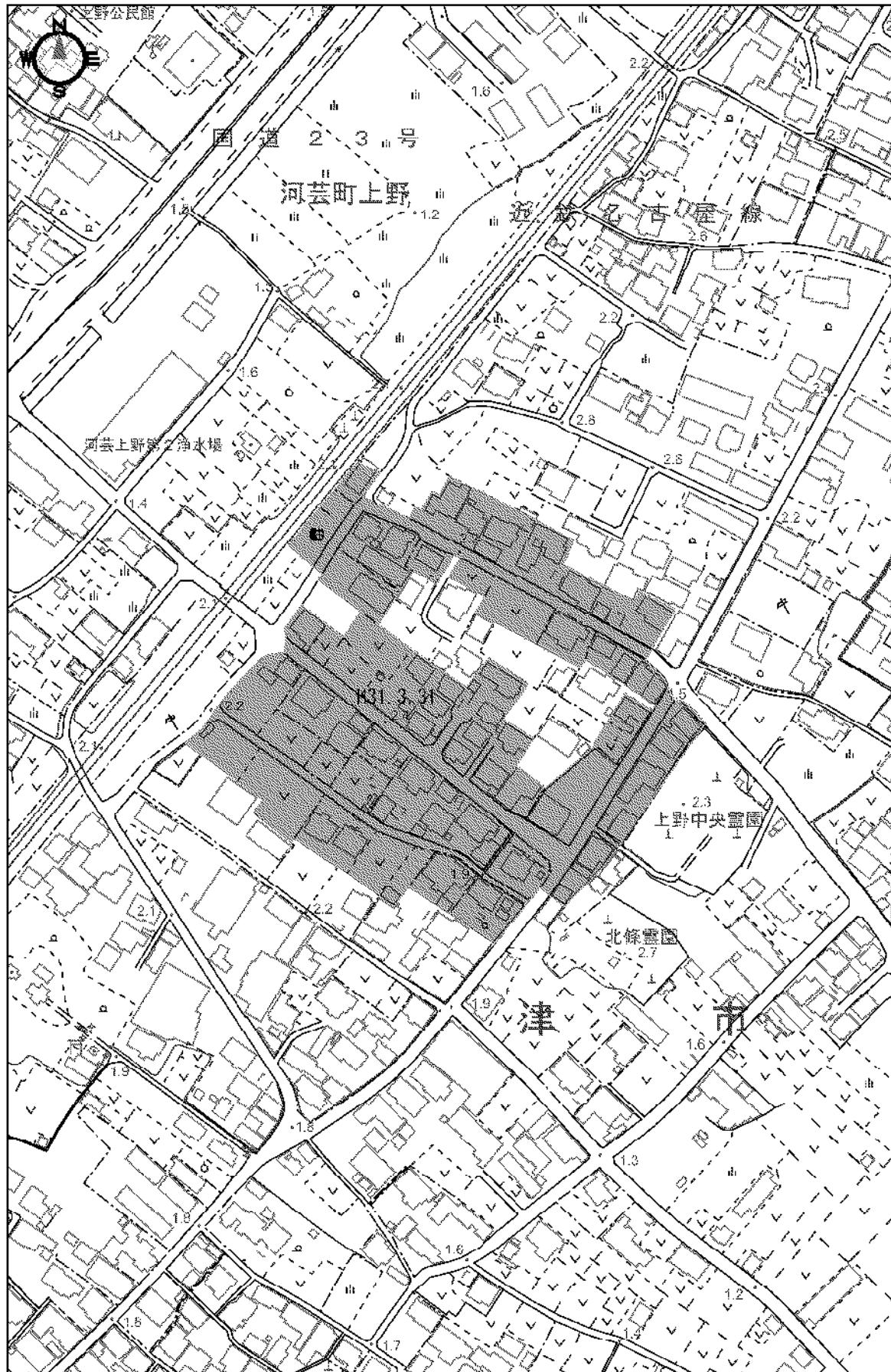


上野处理分区

1:2,500

供用開始区域図 河芸町上野

H31. 3. 31



0
100m
1:2,500

中別保第2処理分区

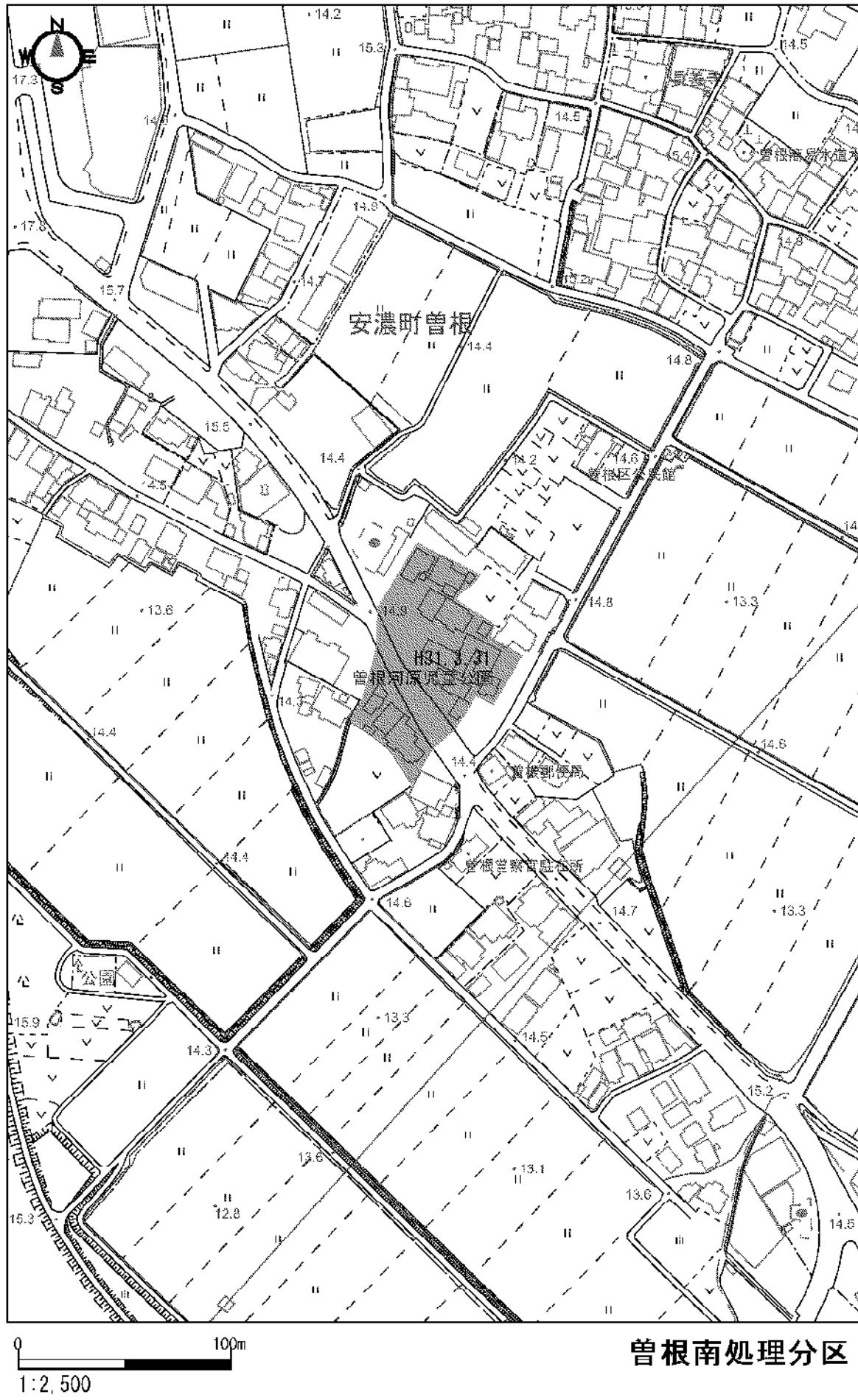
供用開始区域図 河芸町千里ヶ丘及び河芸町西千里

H31. 3. 31



供用開始区域図 安濃町曾根

H31. 3. 31



曾根南処理分区

供用開始区域図 高茶屋小森町

H31.3.31



津第3-1分区

供用開始区域図 高茶屋小森町

H31. 3. 31



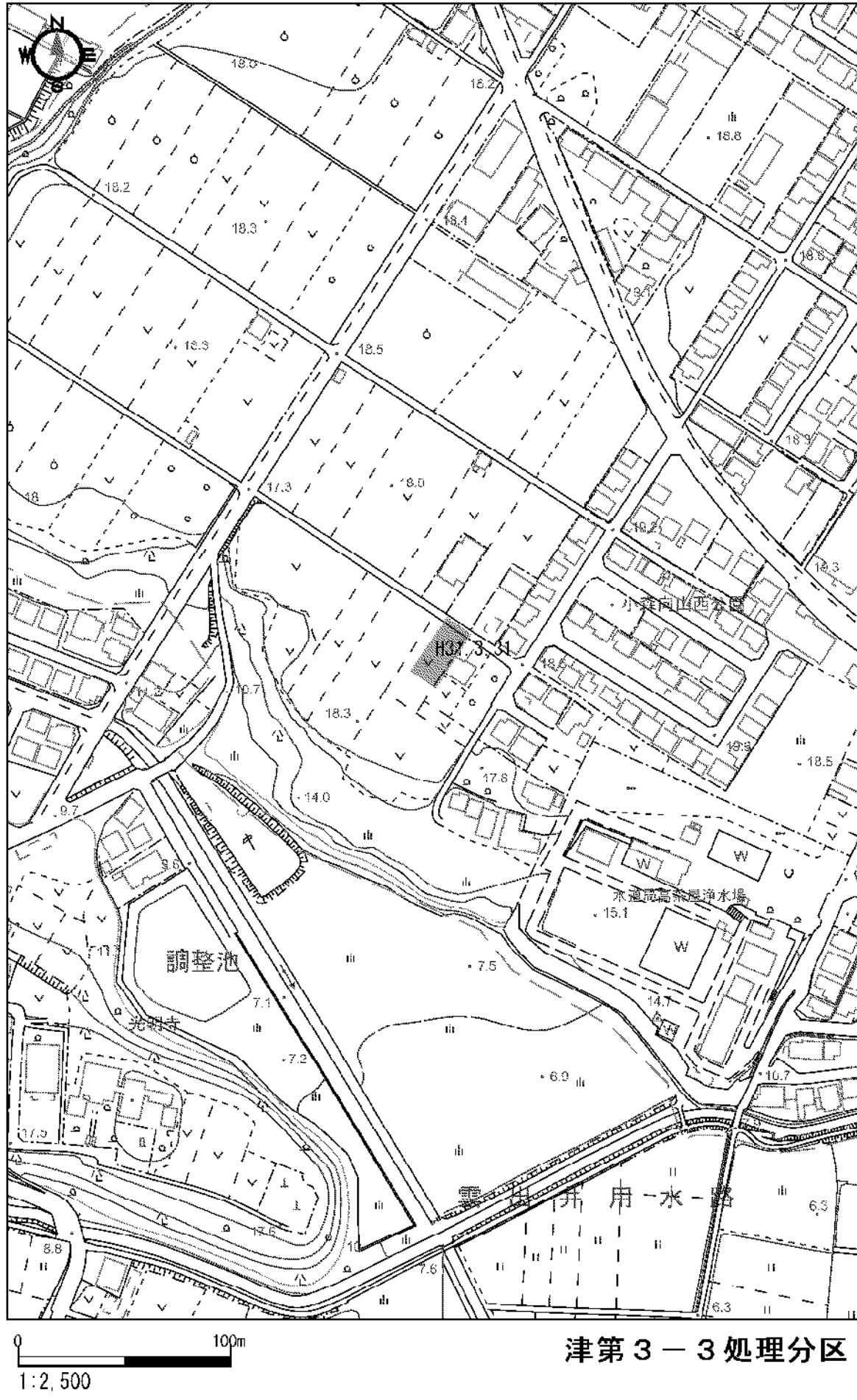
津第3-2処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 高茶屋小森町

H31. 3. 31



供用開始区域図 高茶屋小森町及び雲出本郷町 H31. 3. 31



供用開始区域図 高茶屋小森上野町及び高茶屋二丁目
H31.3.31

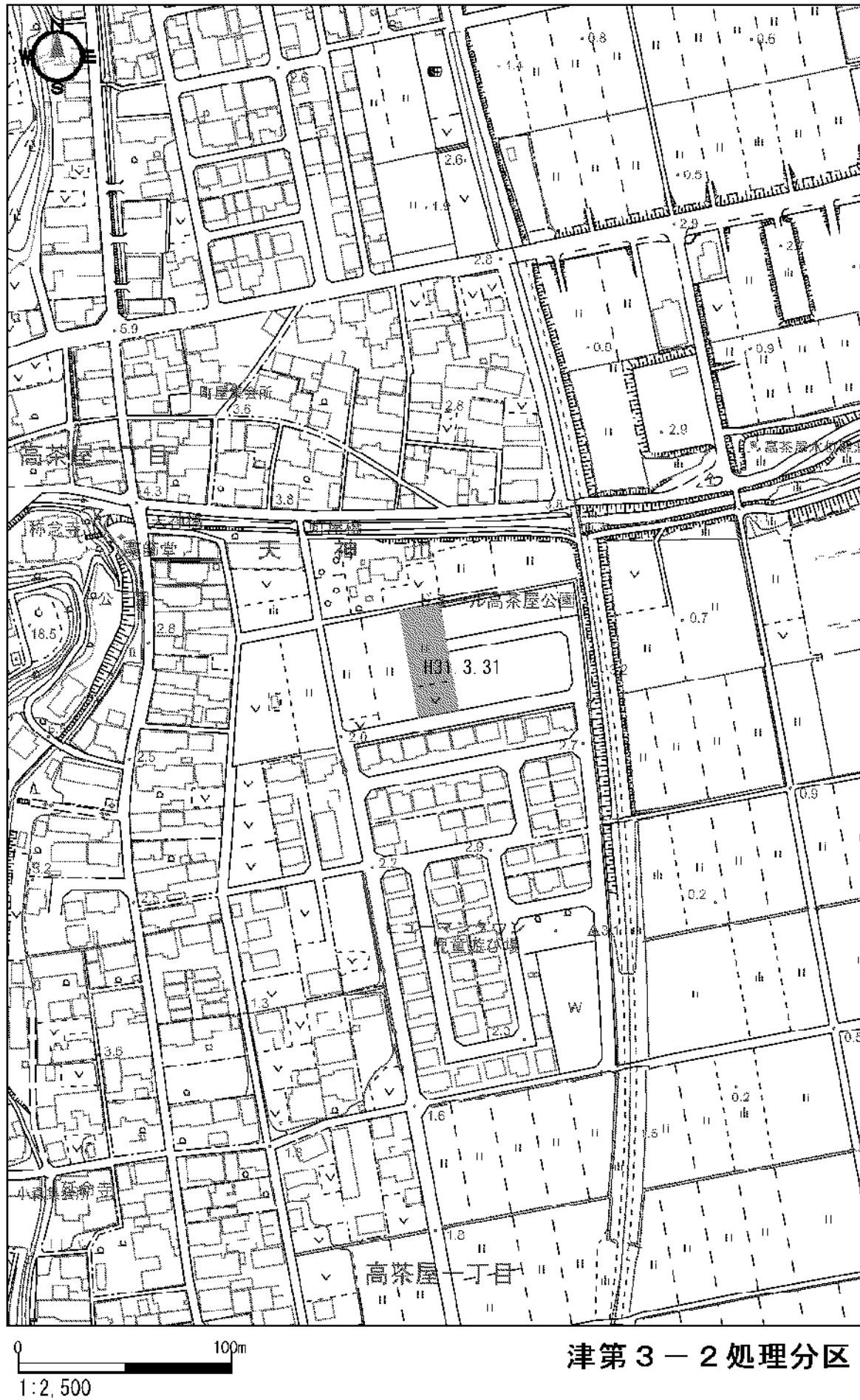


津第4処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 高茶屋一丁目

H31. 3. 31



津第3-2処理分区

供用開始区域図 雲出本郷町

H31. 3. 31



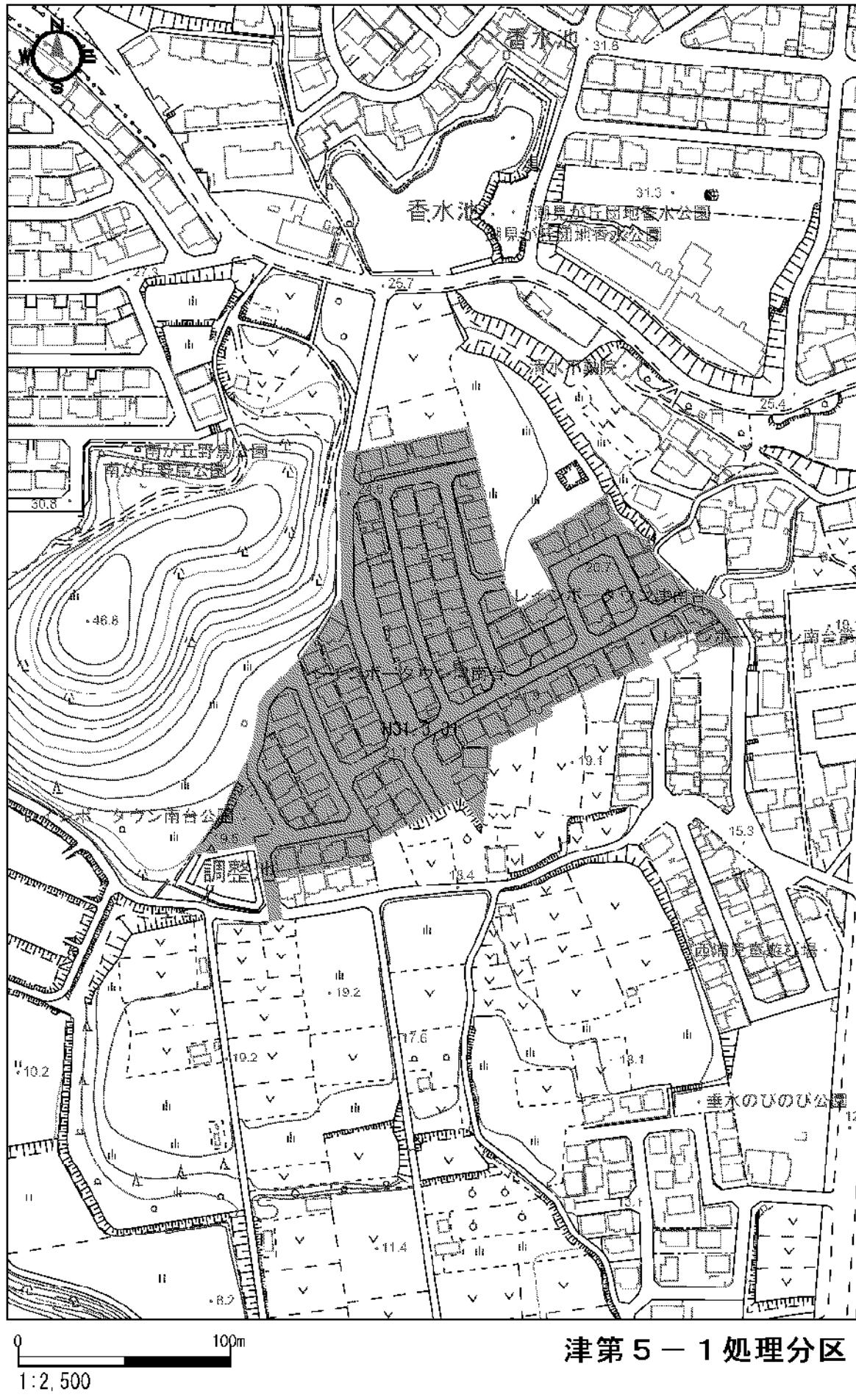
津第1処理分区

供用開始区域図 垂水

H31.3.31



供用開始区域図 垂水

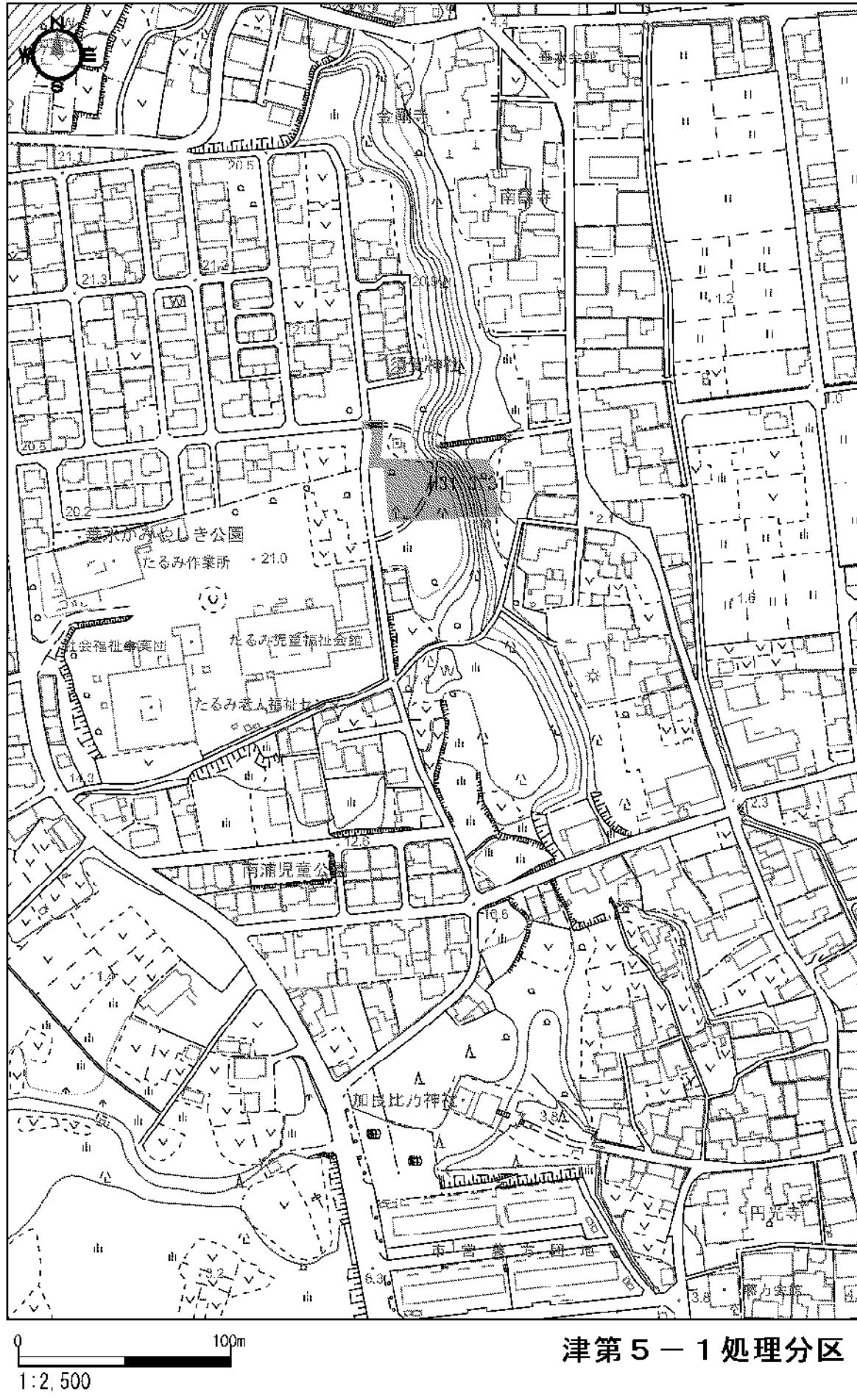


津第5-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 垂水

H31. 3. 31

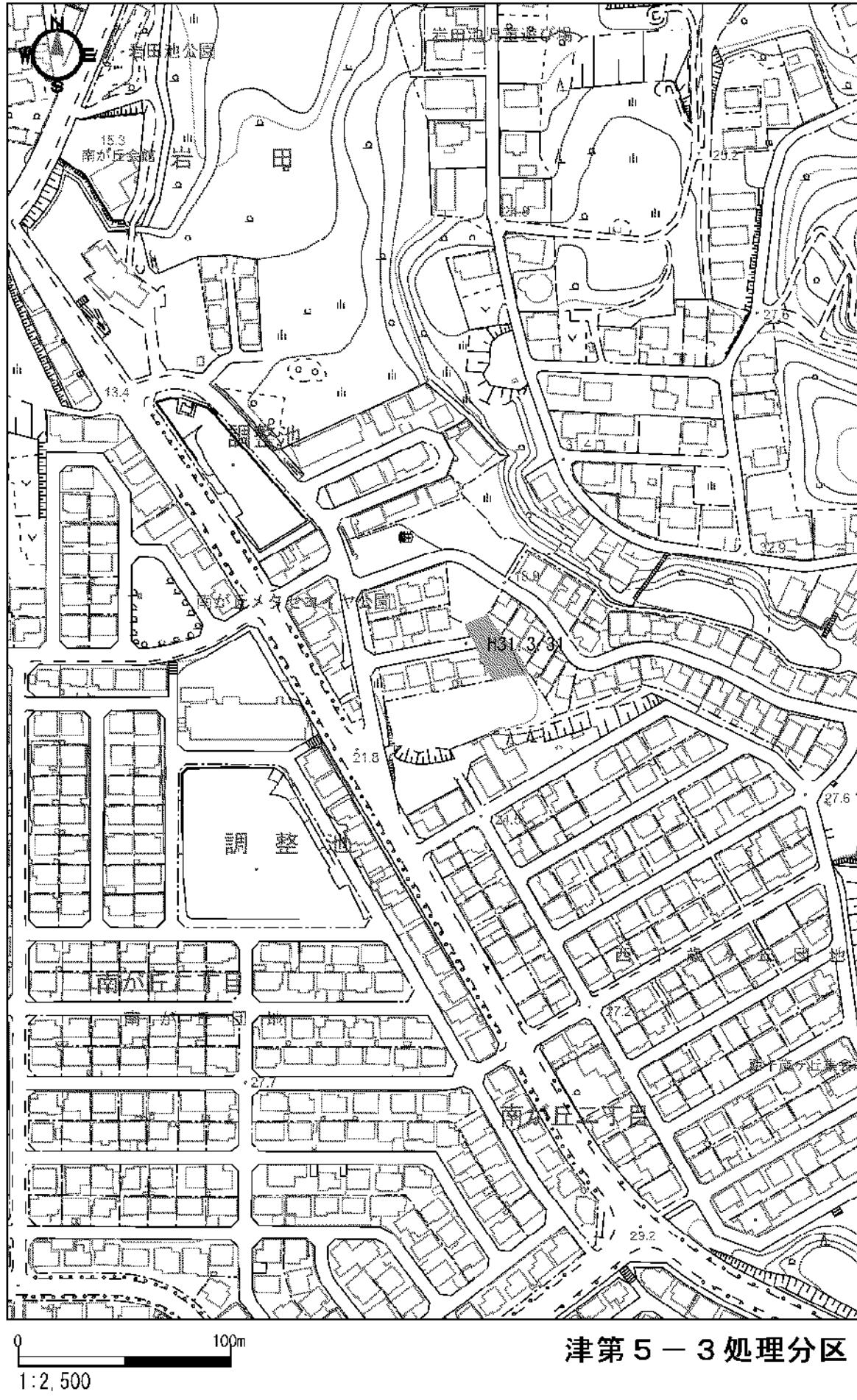


津第5-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 垂水

H31. 3. 31

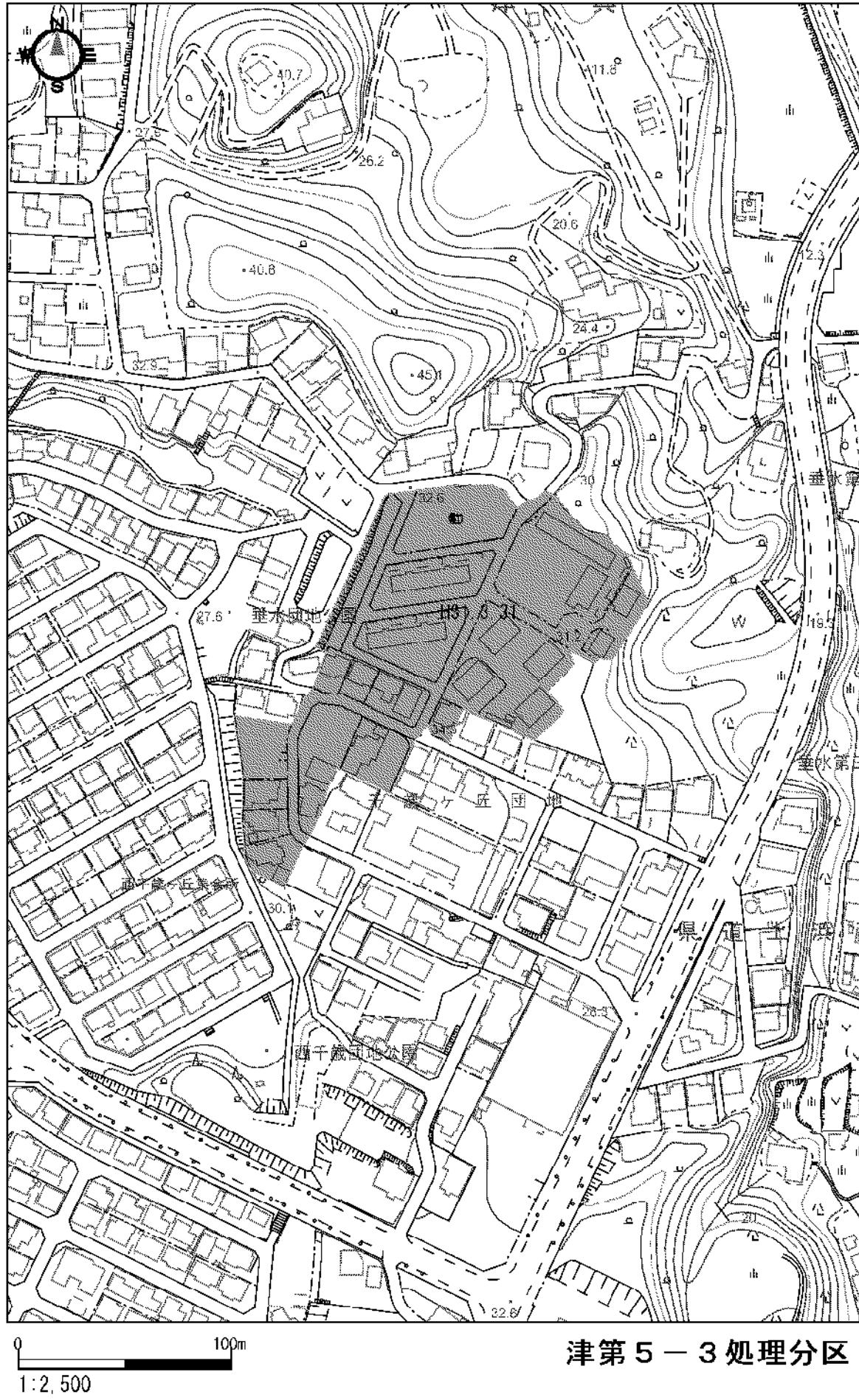


津第5-3処理分区

0
100m
1:2,500

供用開始区域図 垂水

H31. 3. 31



津第5-3処理分区

0
100m
1:2,500

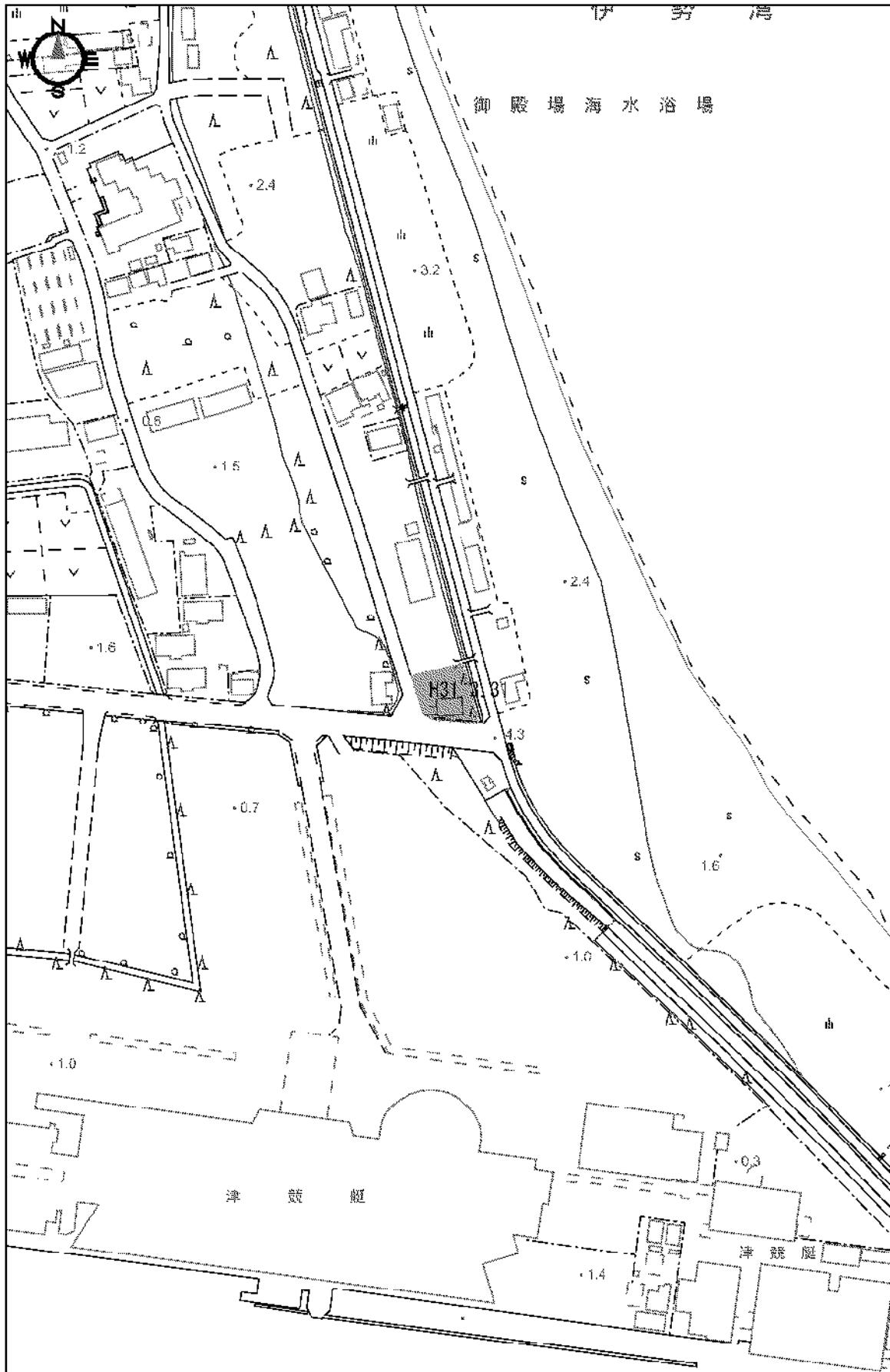
供用開始区域図 藤方

H31. 3. 31



供用開始区域図 藤方

H31. 3. 31

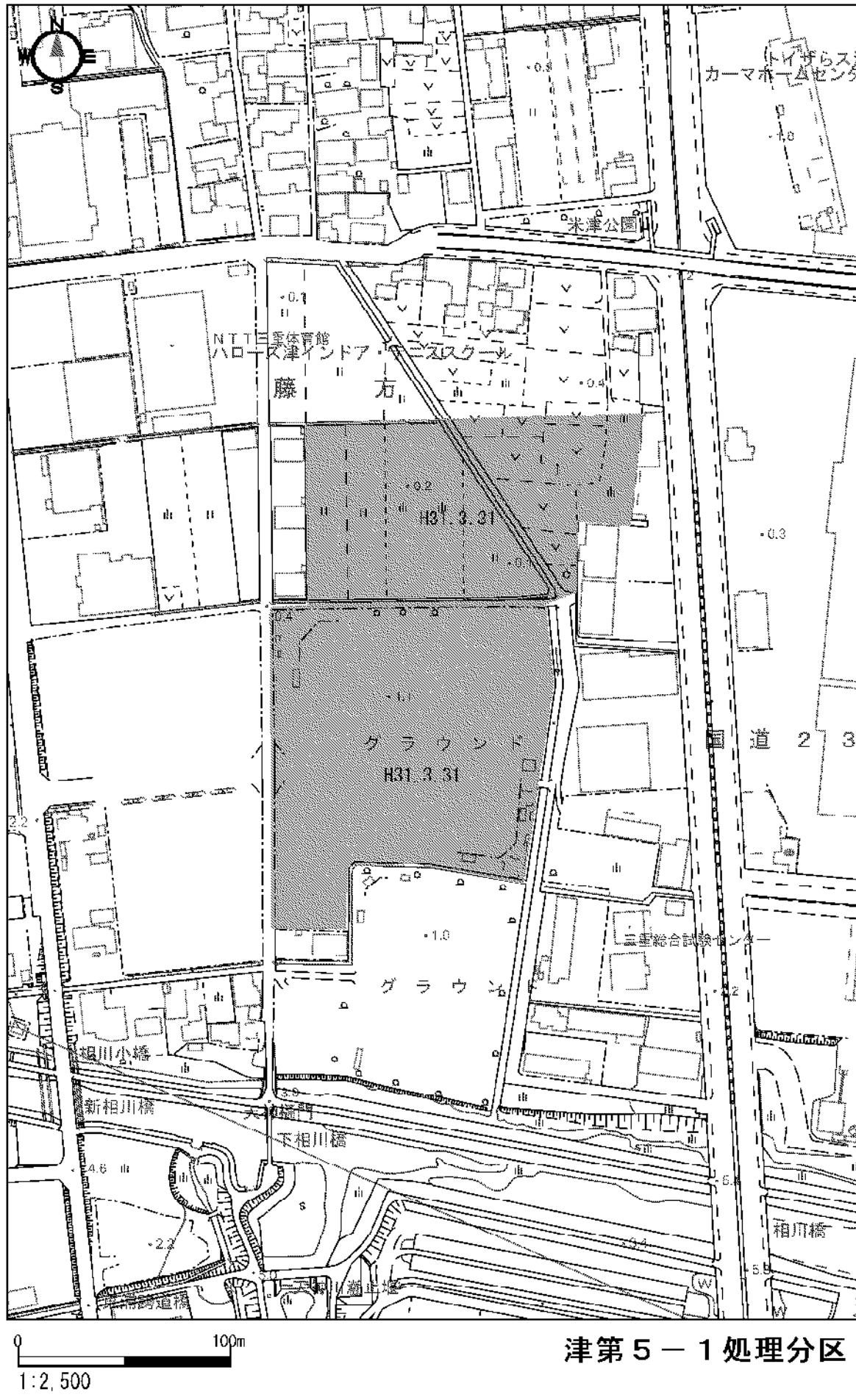


津第5-1処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 藤方

H31. 3. 31



0

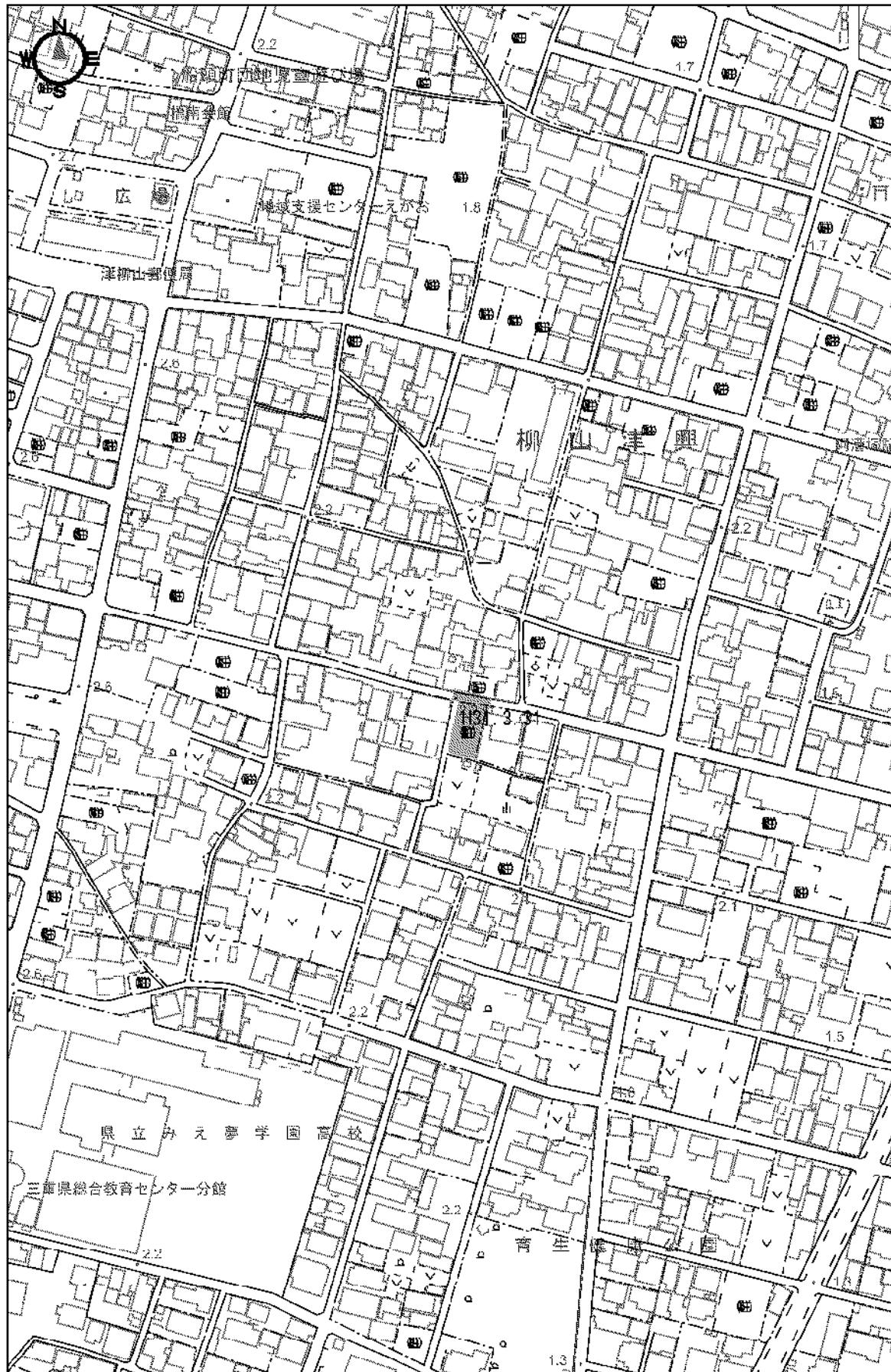
100m

1:2,500

津第5-1処理分区

供用開始区域図 柳山津興

H31. 3. 31

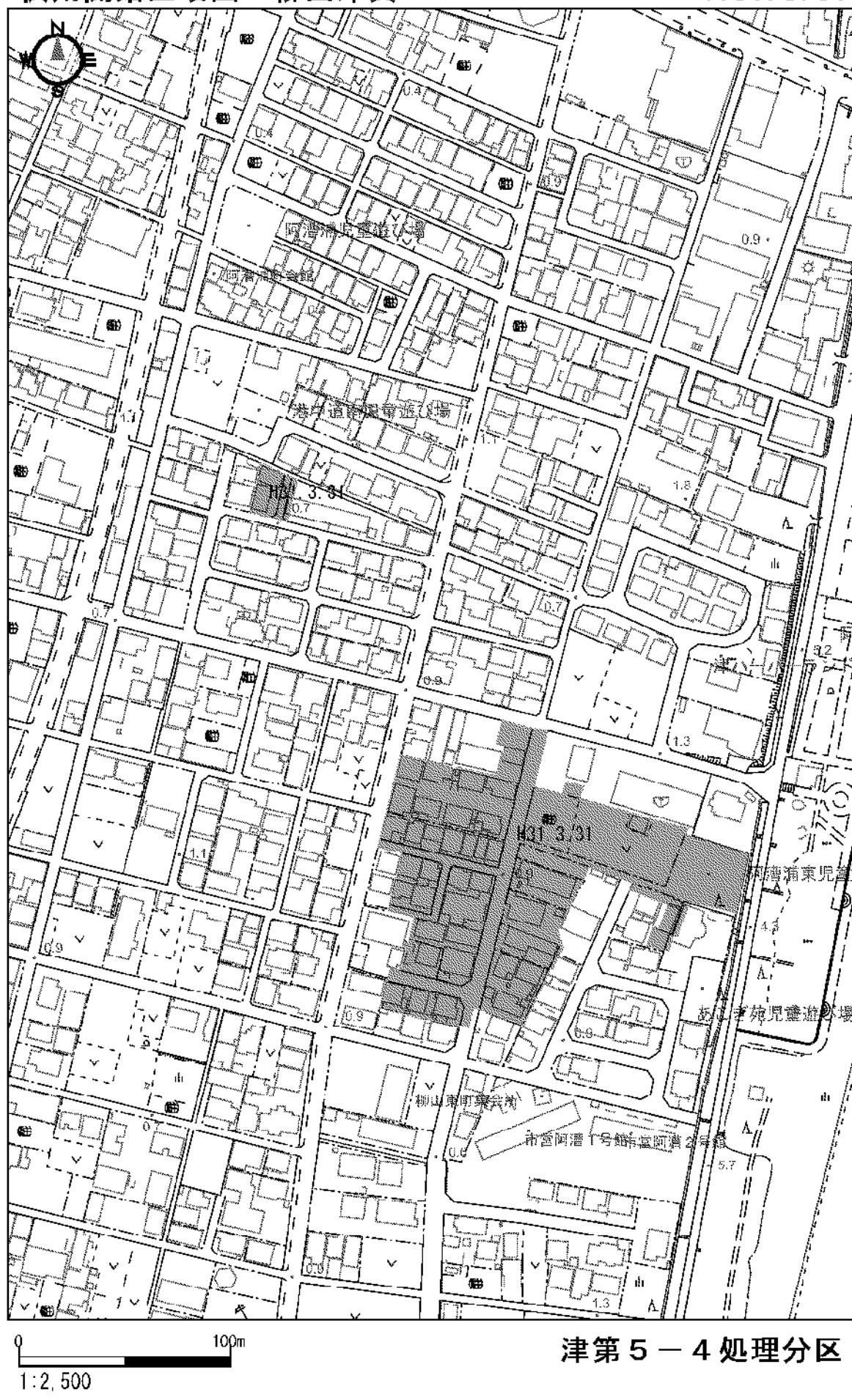


0
100m
1:2,500

津第5-4処理分区

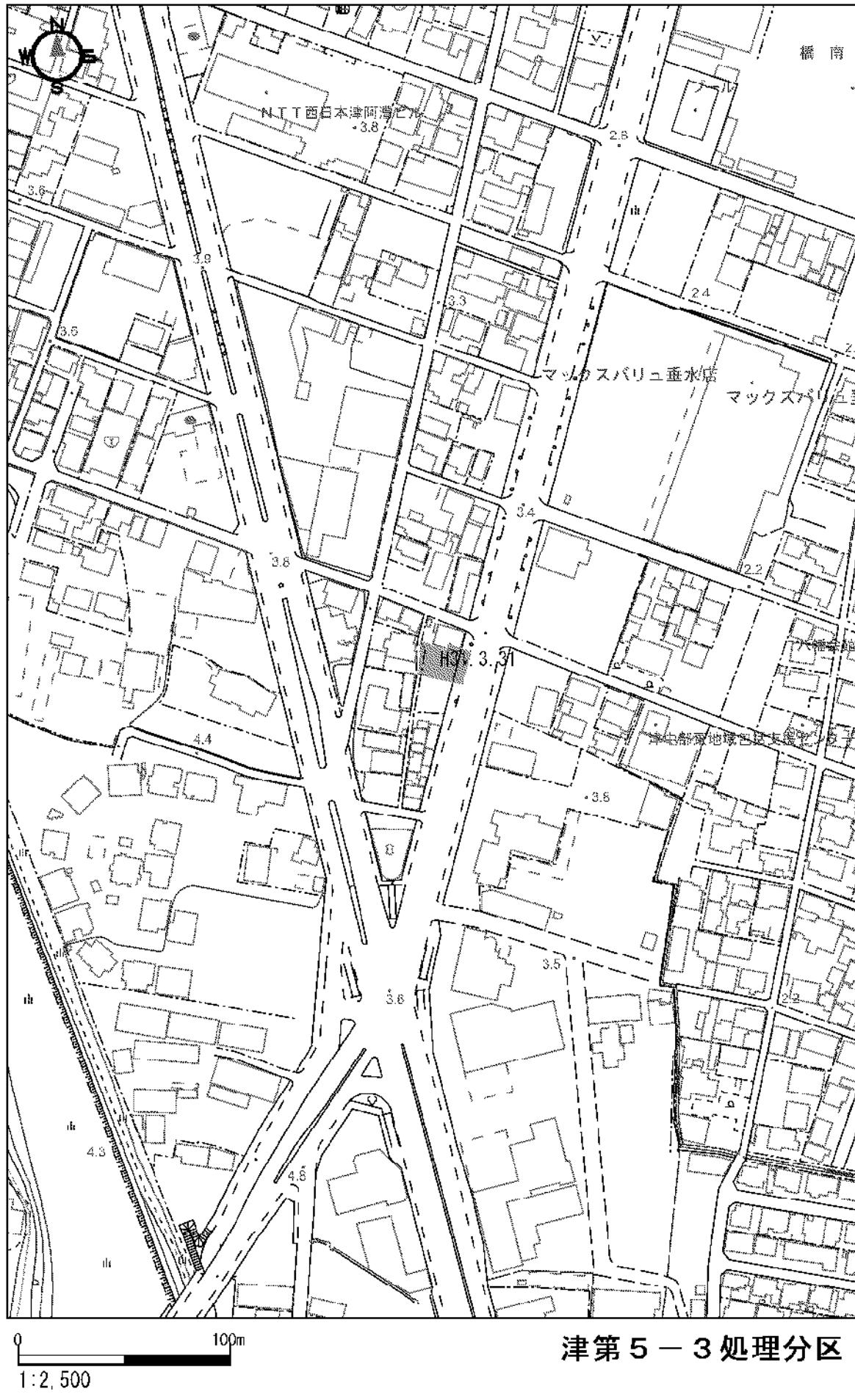
供用開始区域図 柳山津興

H31.3.31



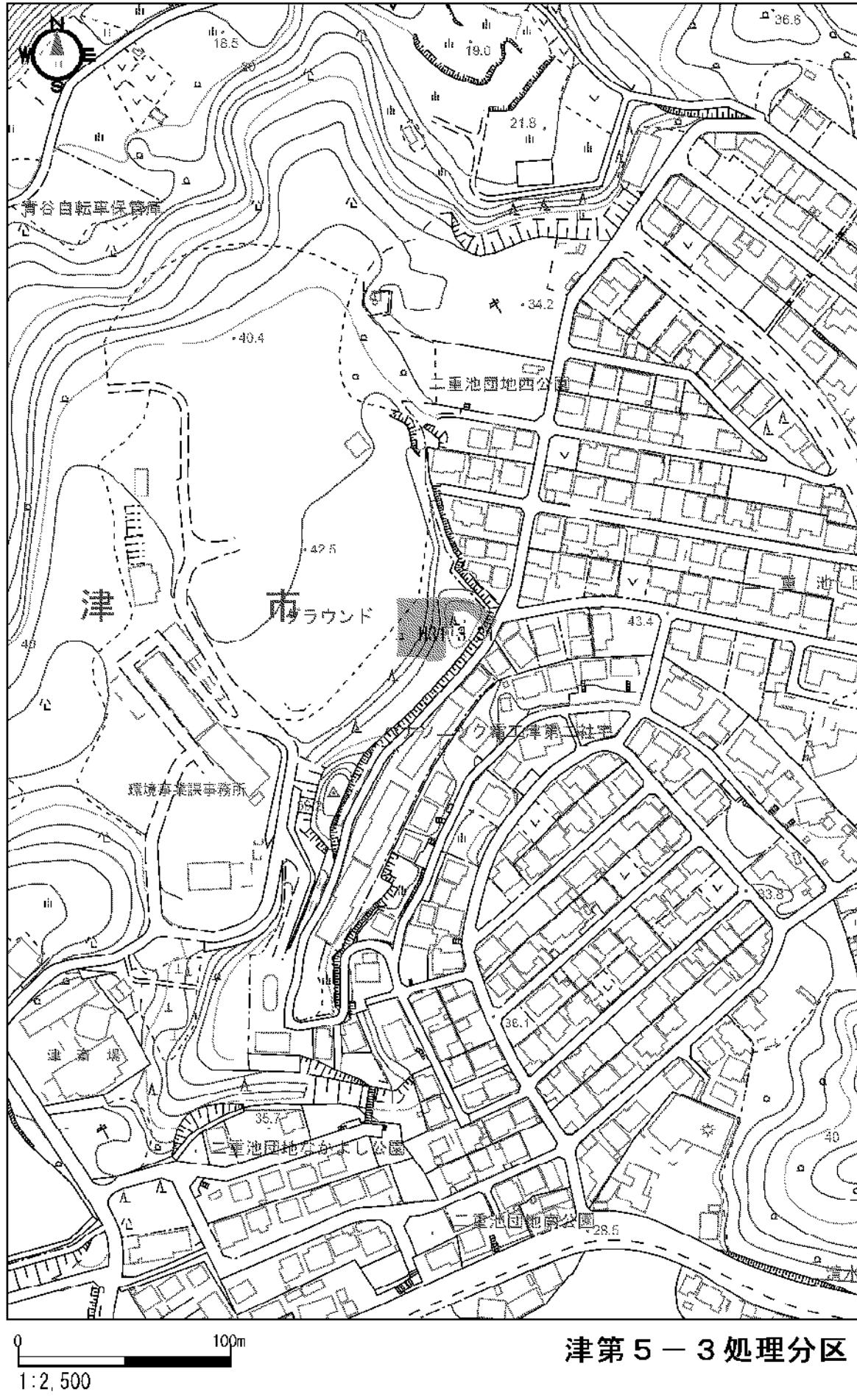
供用開始区域図 上弁財町

H31. 3. 31



供用開始区域図 半田

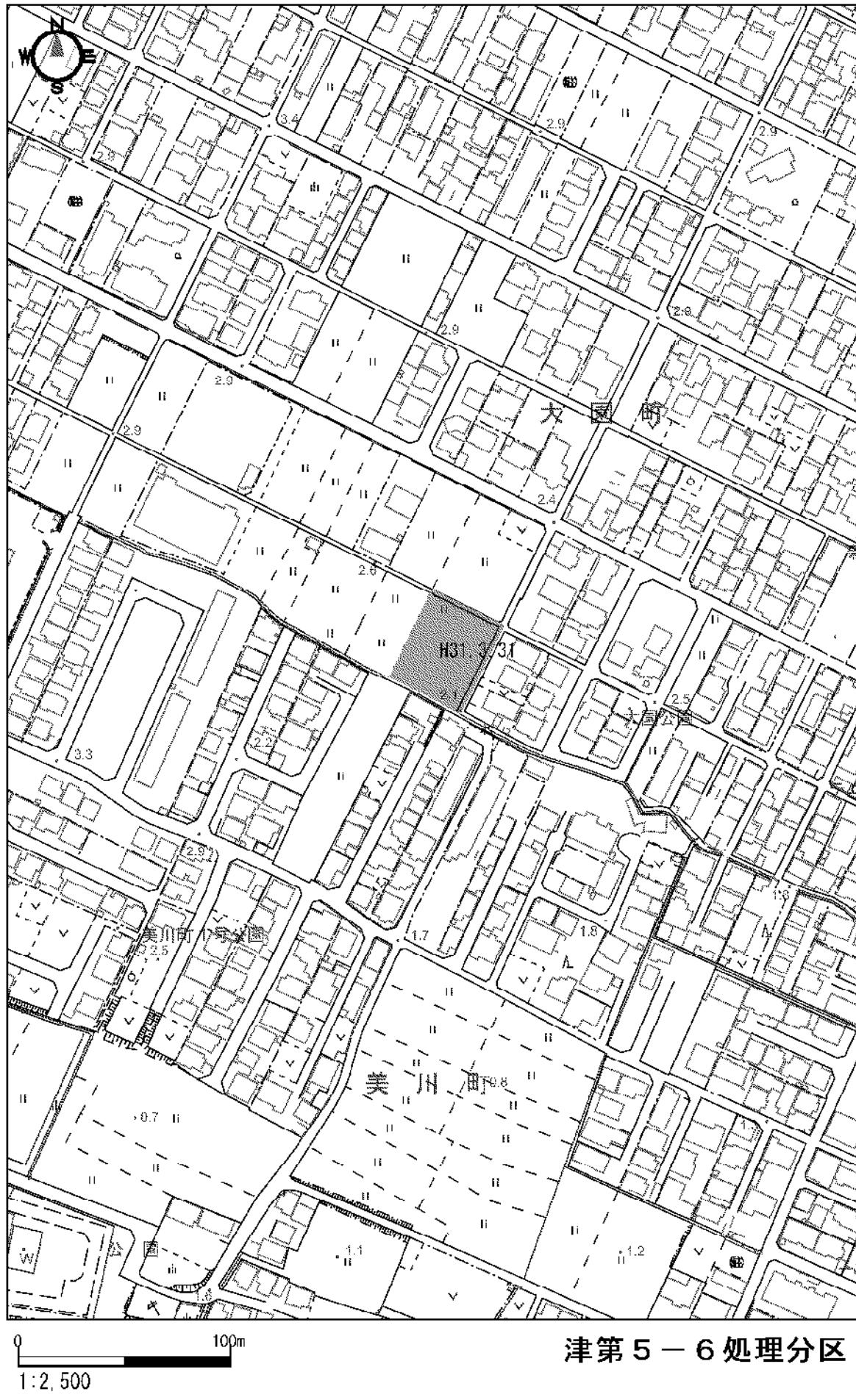
H31. 3. 31



津第5-3処理分区

供用開始区域図 大園町

H31. 3. 31

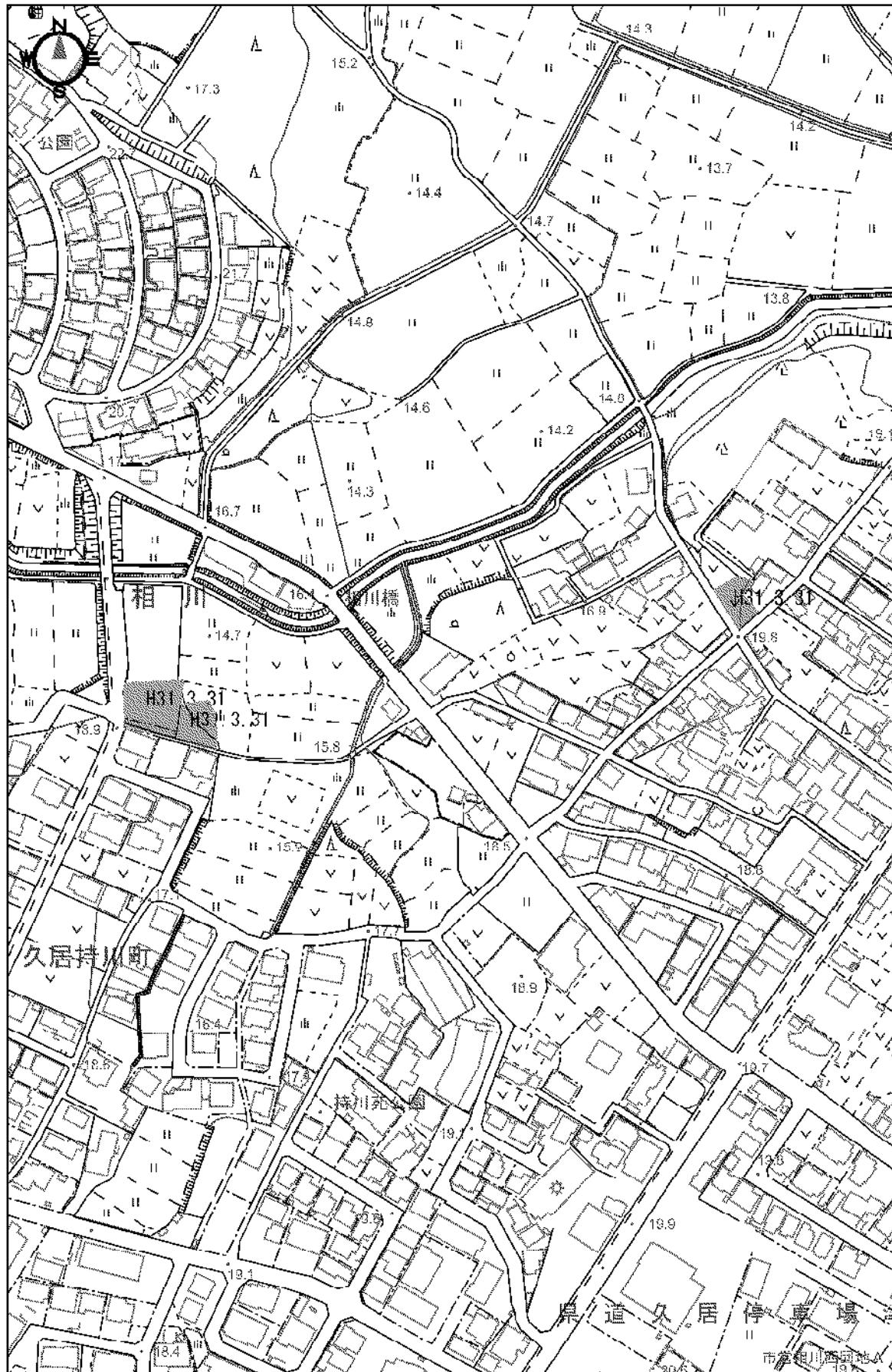


津第5-6処理分区

0
100m
1:2,500

供用開始区域図 久居相川町

H31. 3. 31

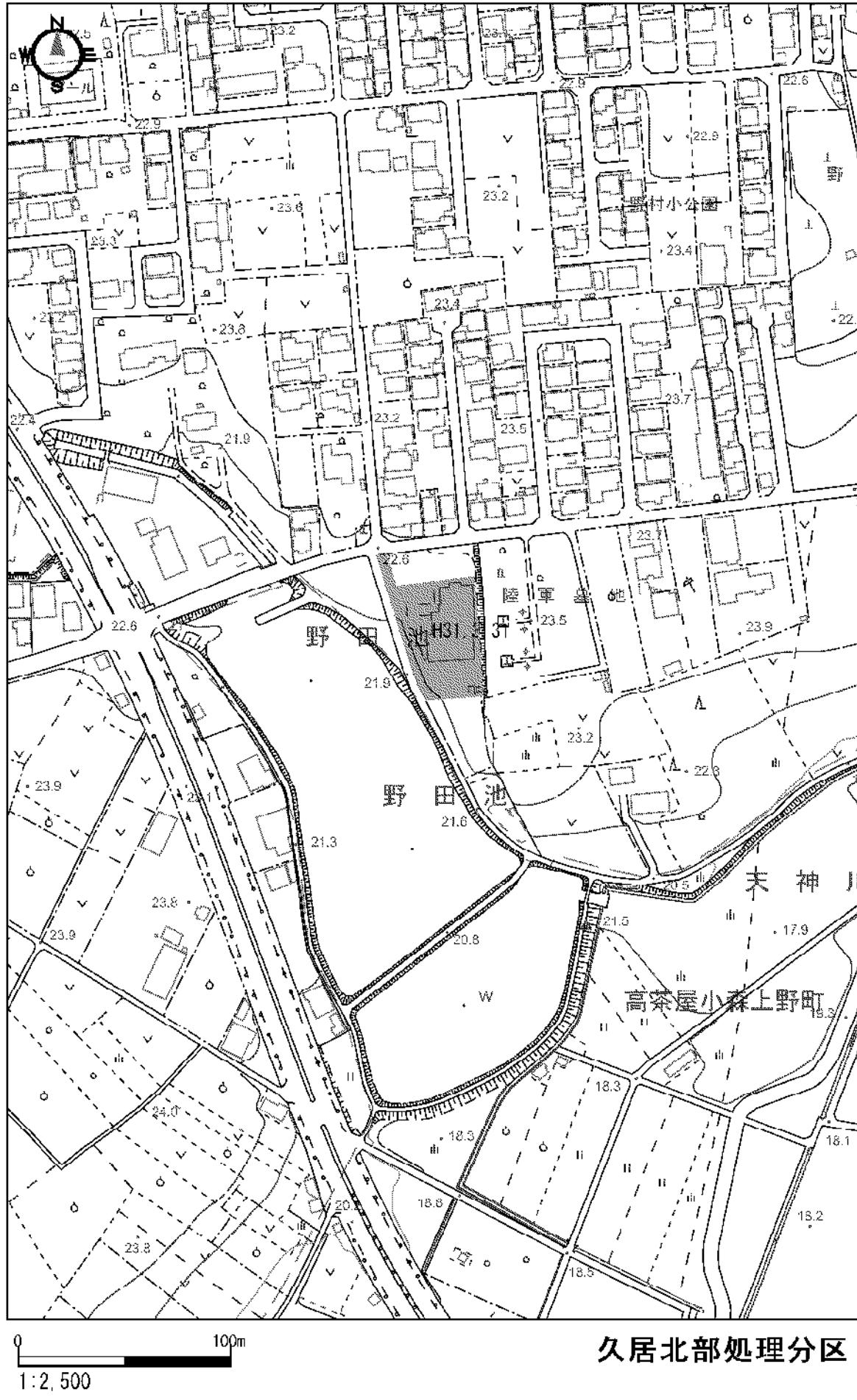


0
100m
1:2,500

久居北部処理分区

供用開始区域図 久居野村町

H31. 3. 31



供用開始区域図 久居野村町及び久居小野辺町 H31.3.31



久居北部処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 久居井戸山町

H31. 3. 31

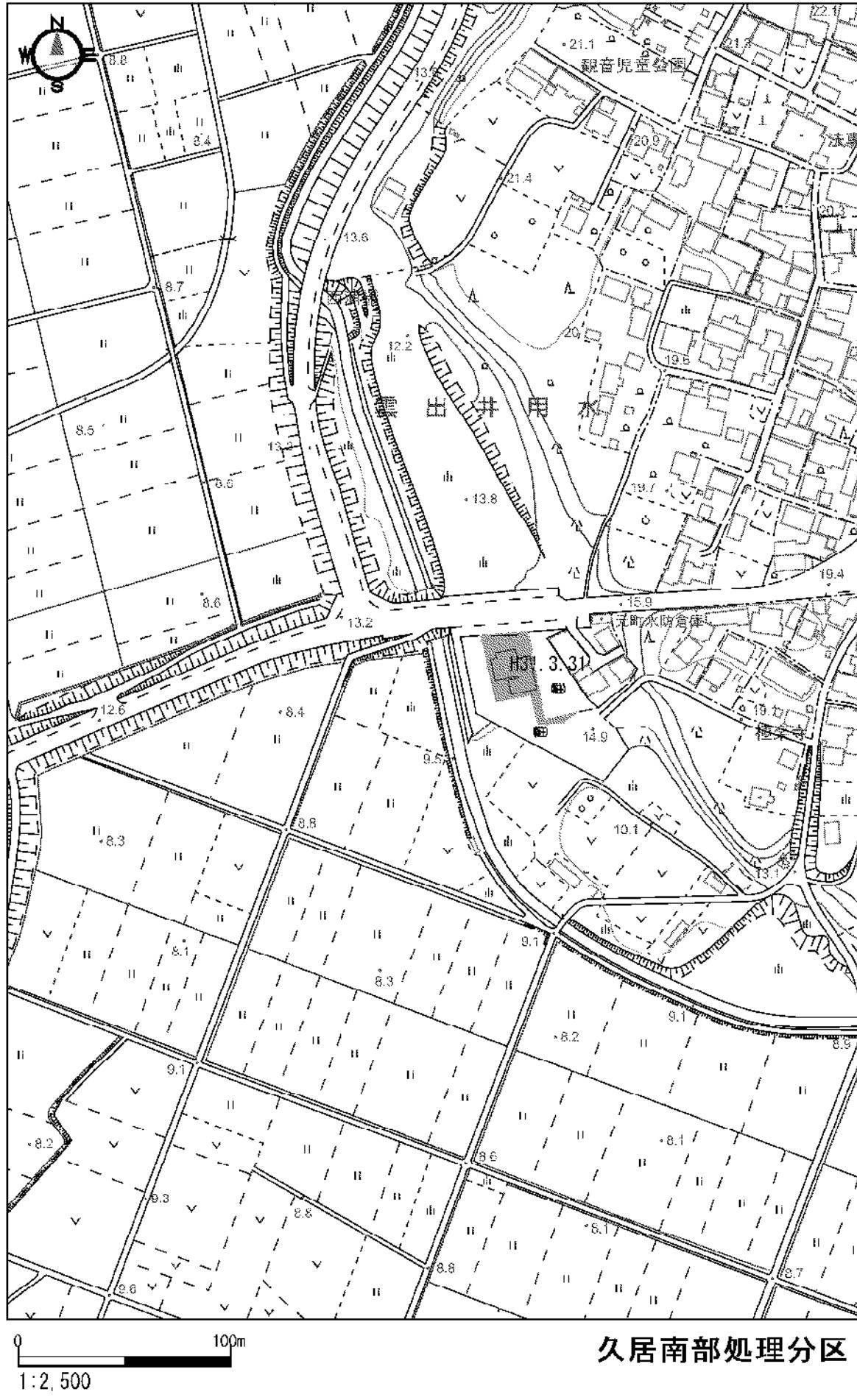


久居中央処理分区

1:2,500

供用開始区域図 久居元町

H31. 3. 31



久居南部処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 久居元町

H31. 3. 31



久居南部処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 戸木町

H31. 3. 31



久居中央処理分区

0
100m
1:2,500

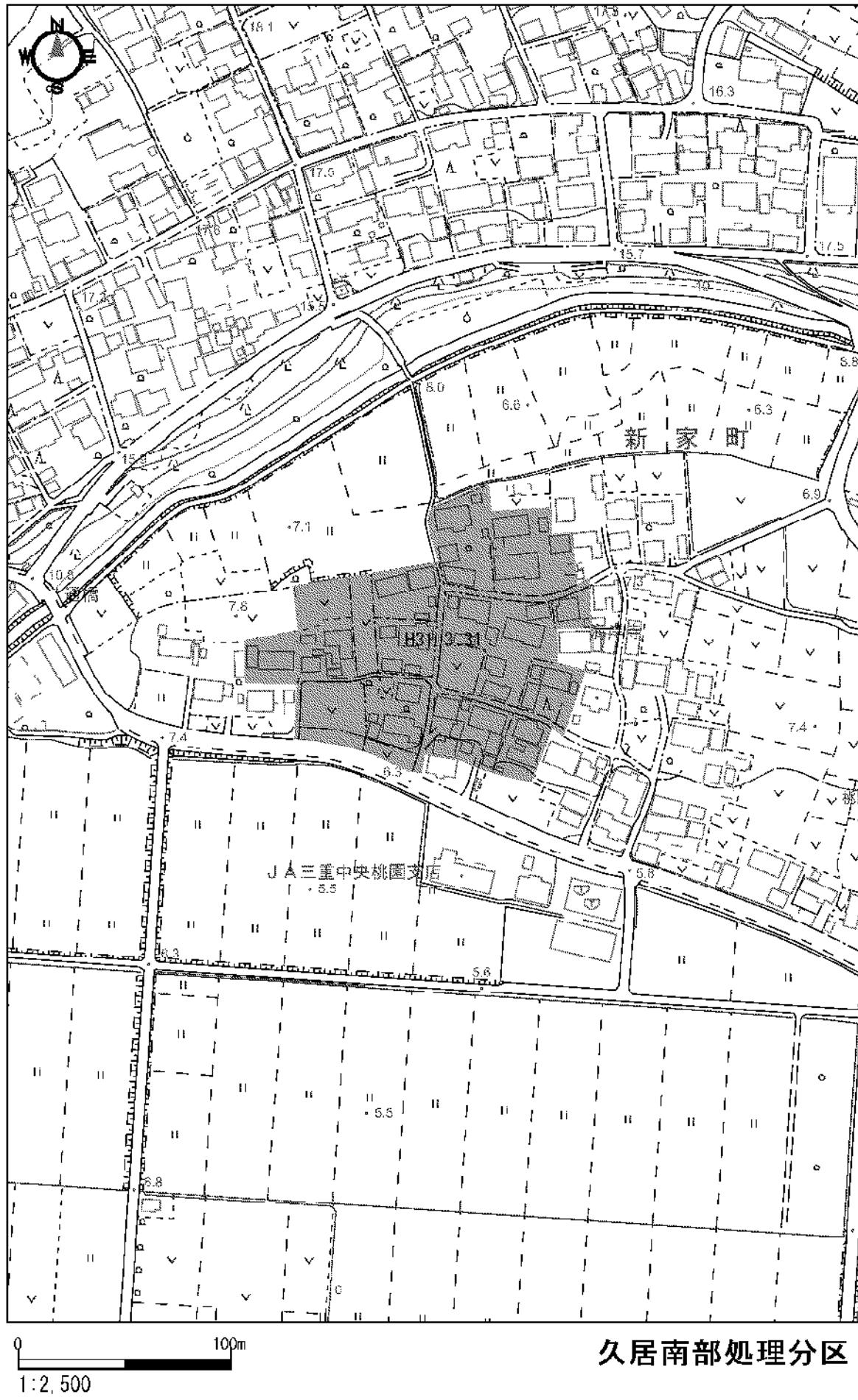
供用開始区域図 戸木町

H31.3.31



供用開始区域図 新家町

H31. 3. 31



供用開始区域図 木造町

H31.3.31



久居南部处理分区

1:2,500

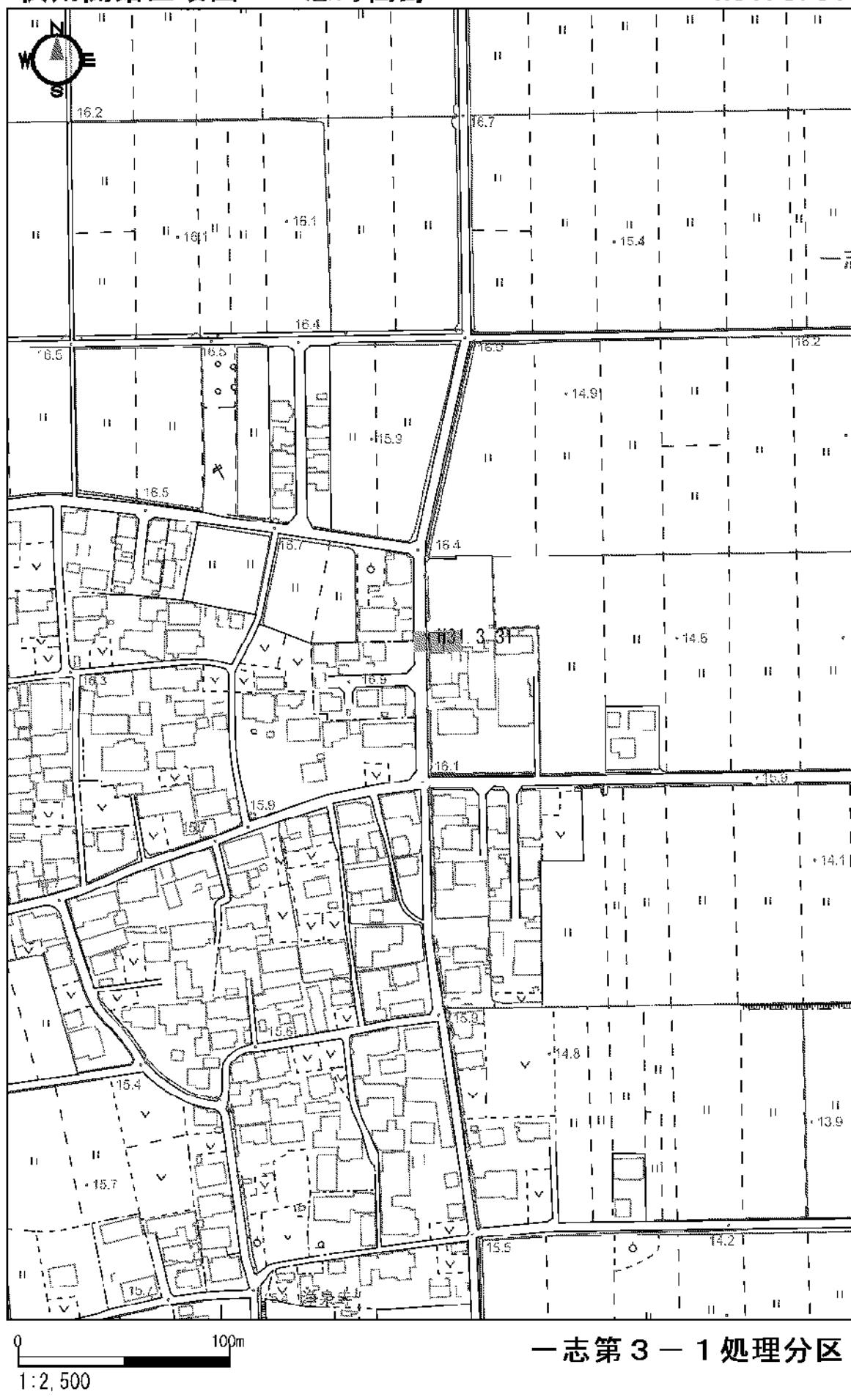
供用開始区域図 木造町

H31.3.31



供用開始区域図 一志町高野

H31.3.31



供用開始区域図 一志町田尻

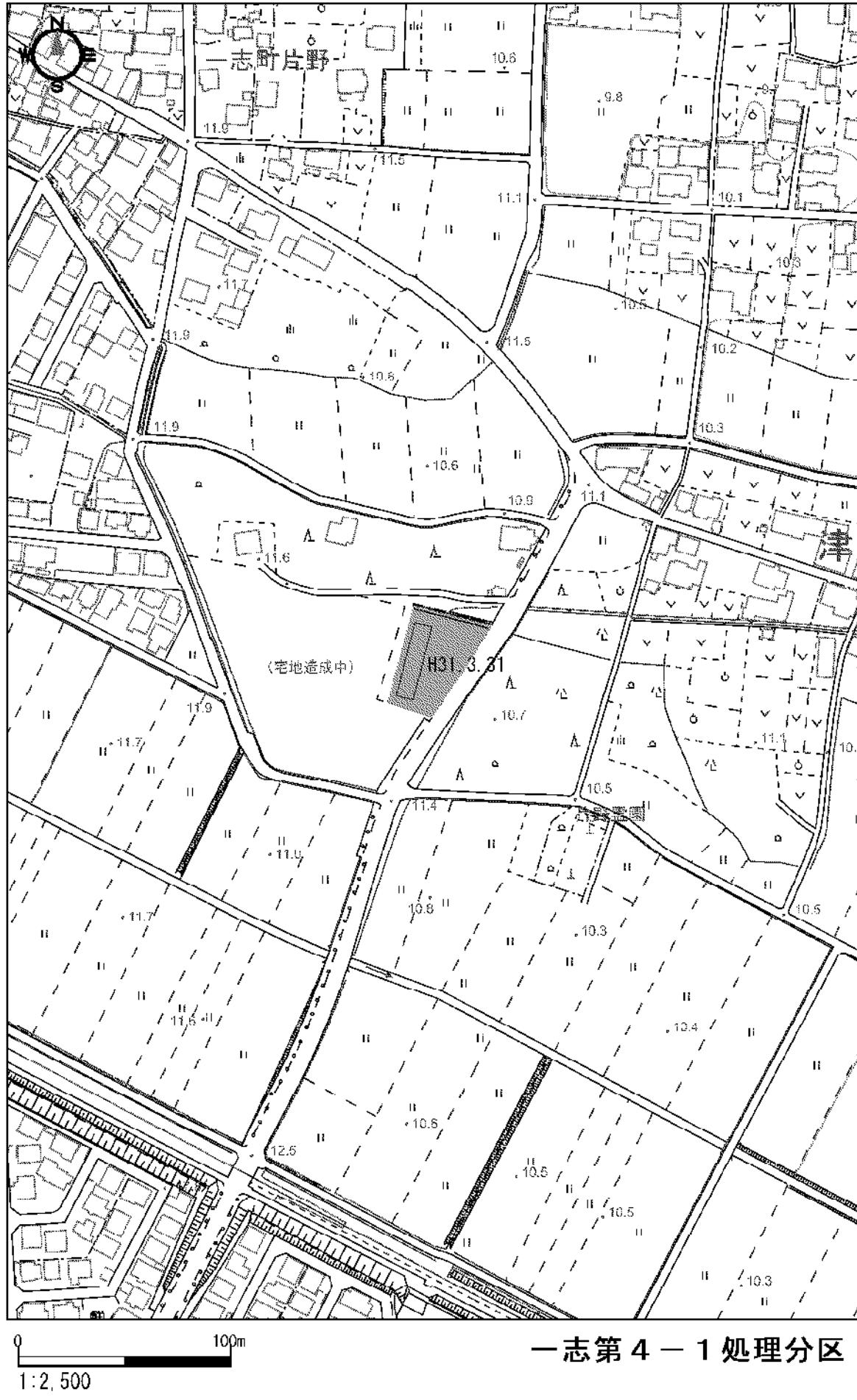
H31.3.31



—志第3—1处理分区

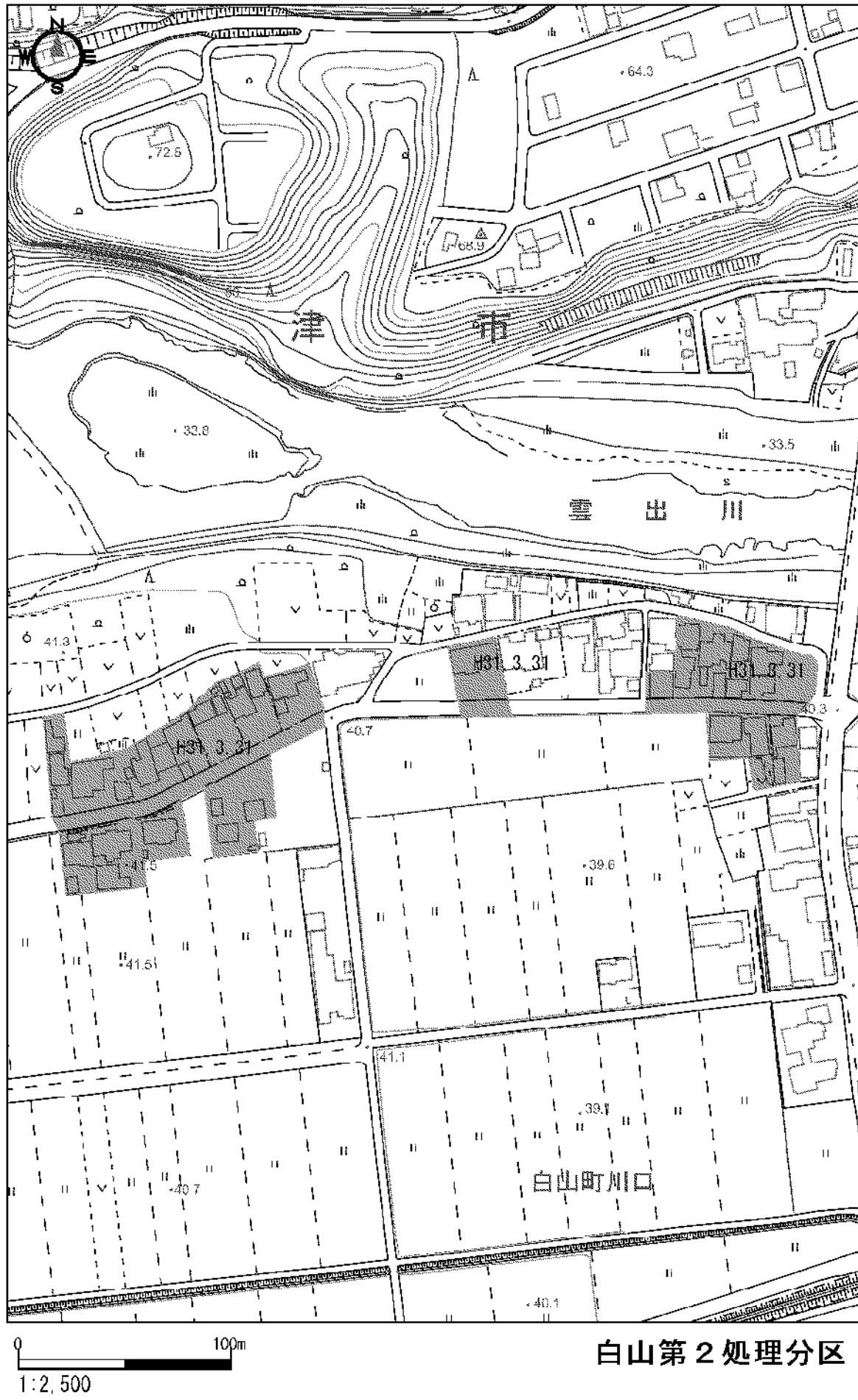
供用開始区域図 一志町片野

H31. 3. 31



供用開始区域図 白山町川口

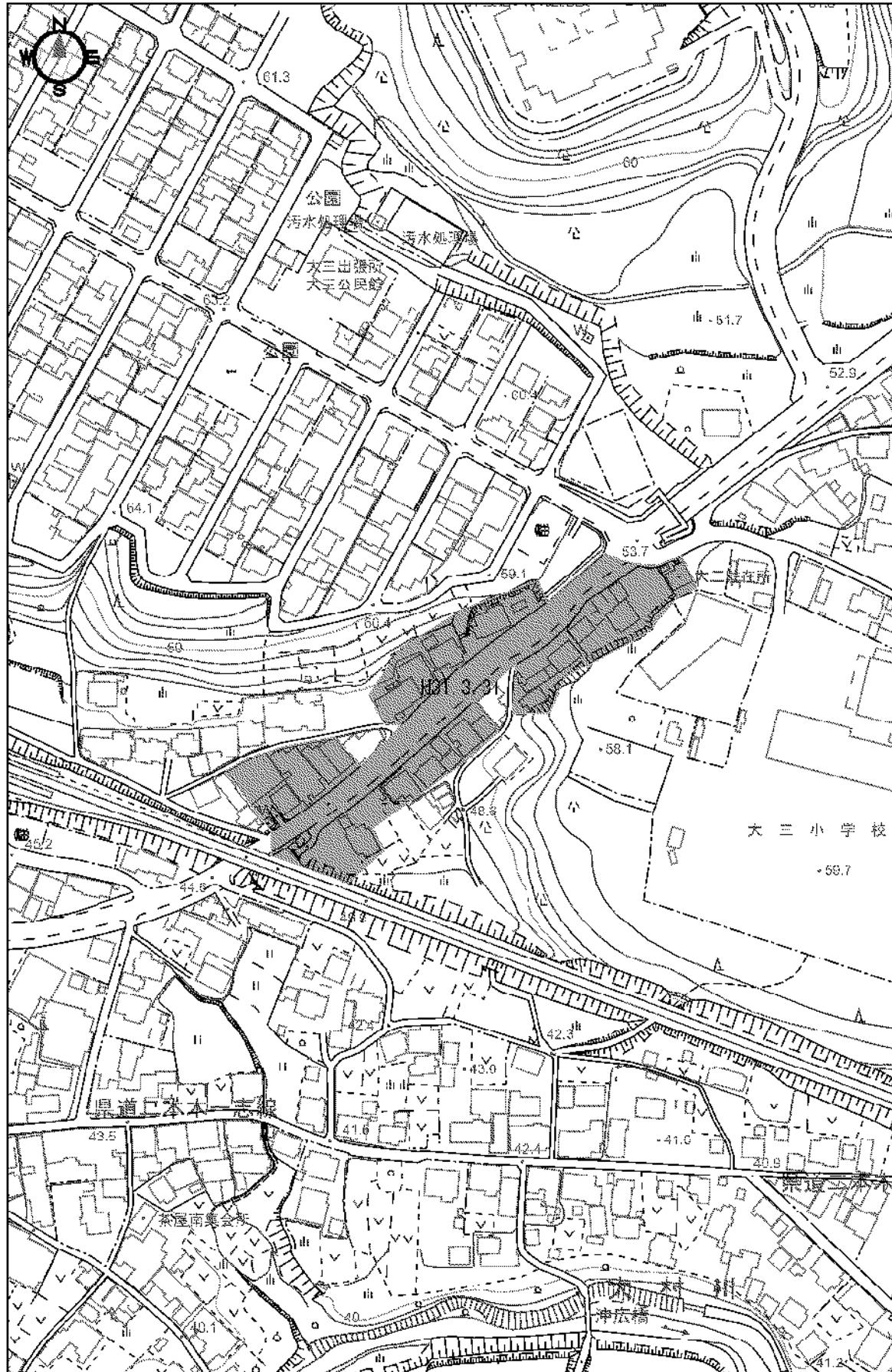
H31. 3. 31



白山第2処理分区

供用開始区域図 白山町二本木

H31. 3. 31



白山第5処理分区

1:2,500

供用開始区域図 芸濃町椋本

H31.3.31



椋本処理区

1:2,500

供用開始区域図 芸濃町椋本

H31. 3. 31

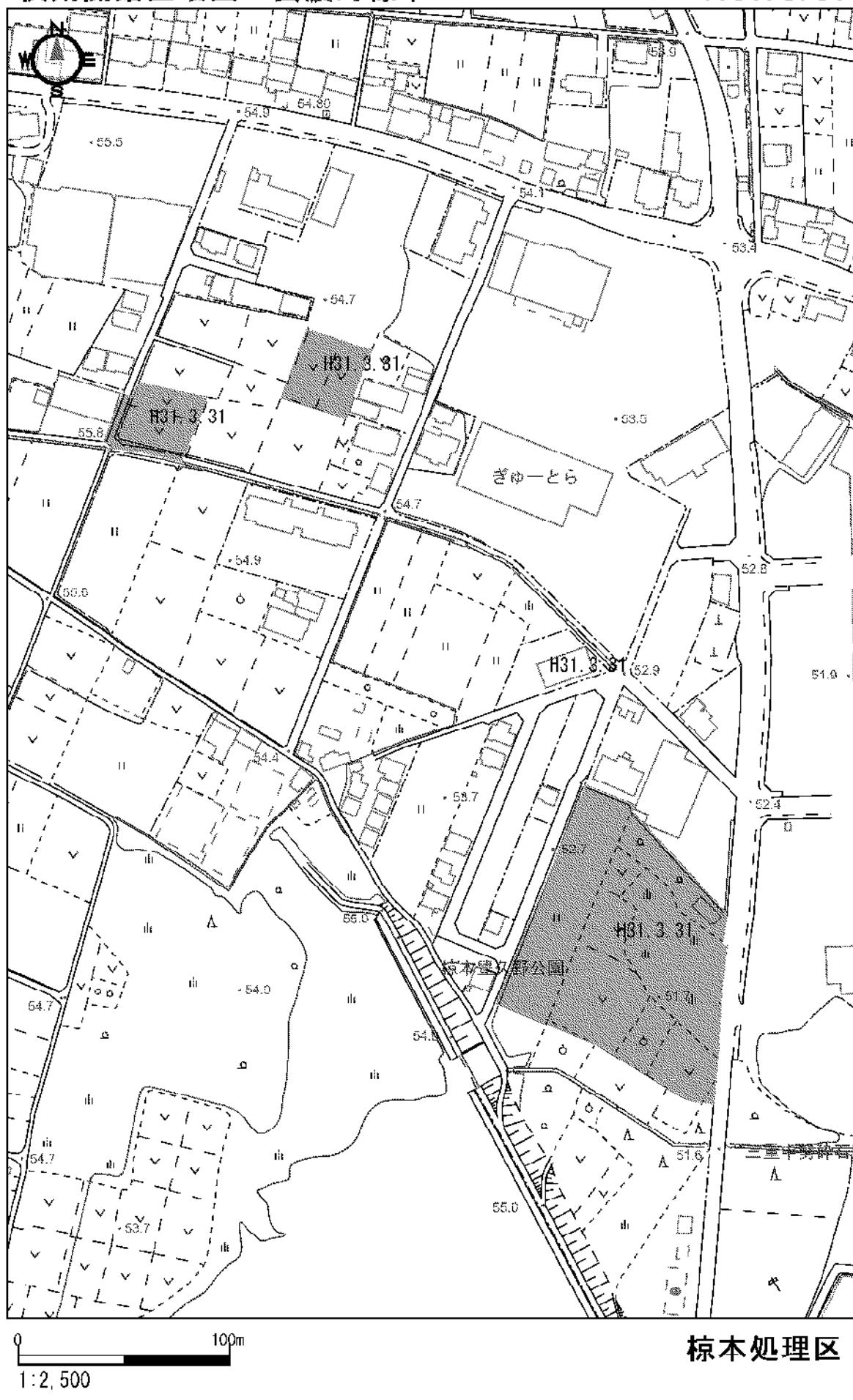


椋本処理区

0 100m
1:2,500

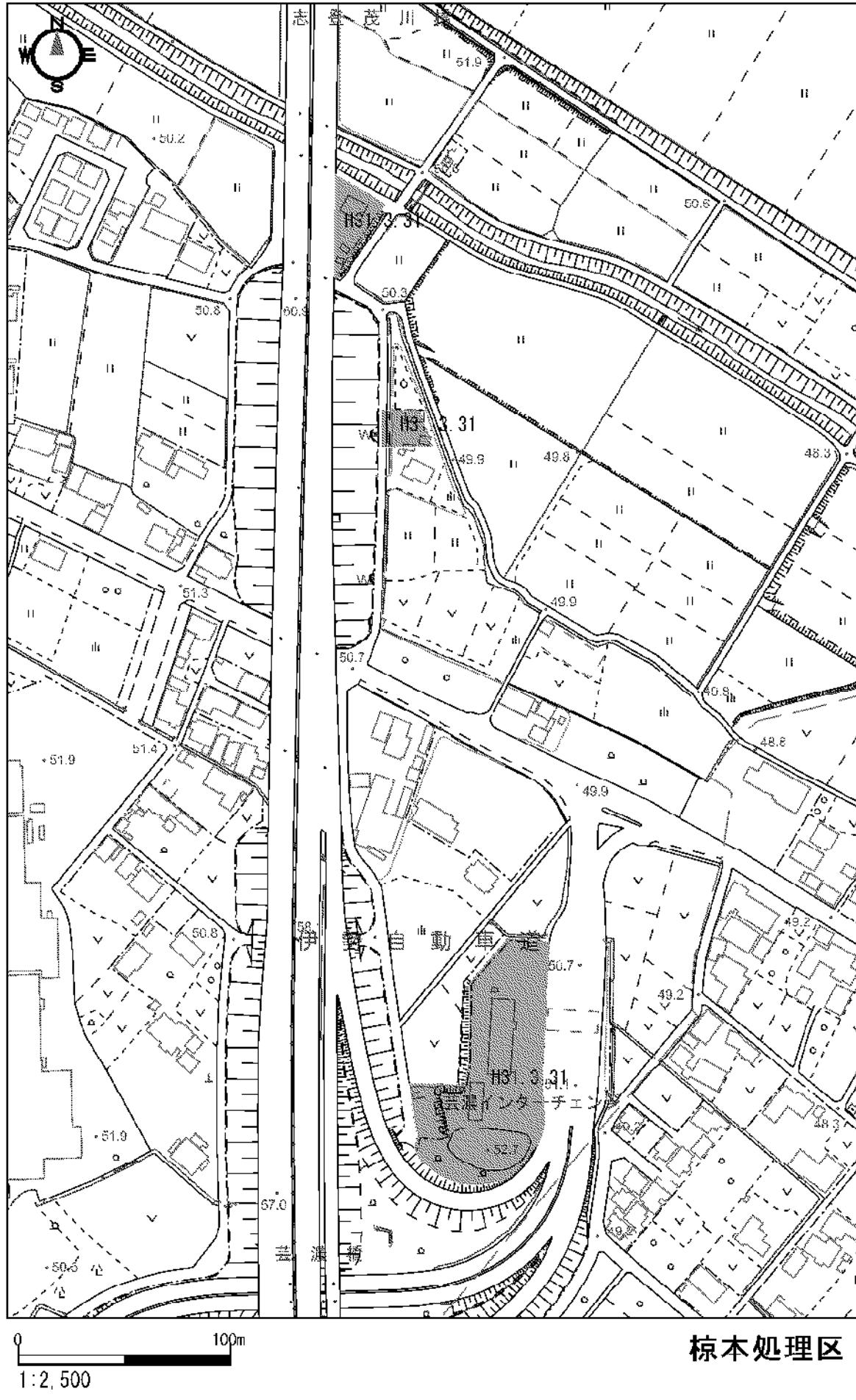
供用開始区域図 芸濃町椋本

H31.3.31



供用開始区域図 芸濃町椋本

H31.3.31



椋本処理区

0 100m
1:2,500

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「31」を「28」に改める。
(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を
次のように改正する。

別表津市立北立誠幼稚園の項、津市立雲出幼稚園の項及び津市立高岡幼稚
園の項を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月15日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

平成31年3月20日（水）午後4時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について
- (2) 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 就学等に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 津市学校運営協議会規則の全部の改正について
- (5) 平成30年度津市一般会計補正予算（第10号）<教委所管分>について
- (6) 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて
- (7) 平成30年度津市一般会計補正予算（第11号）<教委所管分>について

津市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成30年津市選挙管理委員会告示第44号は廃止する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 599人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38, 322人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76, 644人 |

津市選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大会議室B	平成31年3月22日から同年4月5日まで	第1投票区～第120投票区
津市河芸庁舎1階防災研修室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市芸濃庁舎2階防災会議室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市美里庁舎1階会議室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市安濃庁舎2階会議室1・2	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市久居庁舎1階1A会議室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市香良洲公民館1階大会議室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市一志庁舎1階住民活動室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市白山庁舎2階203会議室	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市美杉総合文化センター1階会議室1	平成31年3月22日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
イオンモール津南3階イオンホール	平成31年4月4日から同月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市本庁舎1階ロビー	平成31年4月6日	第1投票区～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第17号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大會議室B	平成31年3月30日から同年4月5日まで	第1投票区～第120投票区
津市河芸庁舎1階防災研修室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市芸濃庁舎2階防災会議室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市美里庁舎1階会議室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市安濃庁舎2階会議室1・2	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市久居庁舎1階1A会議室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市香良洲公民館1階大會議室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市一志庁舎1階住民活動室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市白山庁舎2階203会議室	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市美杉総合文化センター1階会議室1	平成31年3月30日から同年4月6日まで	第1投票区～第120投票区
イオンモール津南3階イオンホール	平成31年4月4日から同月6日まで	第1投票区～第120投票区
津市本庁舎1階ロビー	平成31年4月6日	第1投票区～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第142条の3の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤久

1 不在者投票の時間

午前10時から午後8時まで

2 不在者投票の投票用紙等の交付場所

イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第19号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 くじを行う日時 | 平成31年3月21日 午後5時30分 |
| 2 くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |

津市選挙管理委員会告示第20号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 くじを行う日時 | 平成31年3月29日 午後5時30分 |
| 2 くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |

津市選挙管理委員会告示第21号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

- | | |
|-------------|------|
| 1 投票所を開く時間 | 午前7時 |
| 2 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第22号

平成31年3月20日執行予定の津市榎原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

提出すべき場所 津市榎原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第23号

平成31年3月20日執行予定の津市榎原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

交付場所 津市榎原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第24号

平成31年3月20日執行予定の津市榎原財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示における掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 くじを行う日時 | 平成31年3月15日 午後5時30分 |
| 2 くじを行う場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |

津市選挙管理委員会告示第25号

平成31年3月20日執行予定の津市榎原財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成31年3月14日（年齢については、平成31年3月20日とする。）

2 登録を行う日

平成31年3月14日

津市選挙管理委員会告示第26号

平成31年3月5日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成31年3月6日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

記

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第27号

平成31年3月5日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成31年3月6日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

記

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市榎原財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

選挙期日 平成31年3月20日

津市選挙管理委員会告示第29号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

投票区名	投票所名	所在地
第1投票区	津市榎原農民研修所	津市榎原町5104番地
第2投票区	津市下村教育集会所	津市榎原町8161番地2
第3投票区	寺野垣内集会所	津市榎原町4696番地1
第4投票区	津市榎原上教育集会所	津市榎原町10295番地1

津市選挙管理委員会告示第30号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- | | |
|-------------|------|
| 1 投票所を開く時間 | 午前7時 |
| 2 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第31号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

津市選挙管理委員会告示第32号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

1 場 所

津市榎原農民研修所

2 日 時

平成31年3月20日 午後8時30分から

ただし、無投票の場合の選挙会は、平成31年3月20日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第33号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 名 奥山 知喜

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 名 坂口 敏和

津市選挙管理委員会告示第34号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

1 投票管理者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区	○○○○○○○○○○○○○	坂口 敏和
第2投票区	○○○○○○○○○○○○○	奥山 龍也
第3投票区	○○○○○○○○○○○○○	前川 正和
第4投票区	○○○○○○○○○○○○○○	伊藤 靖

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区	○○○○○○○○○○○○○	伊藤 博和
第2投票区	○○○○○○○○○○○○○	並木 武生
第3投票区	○○○○○○○○○○○○○○	小瀬吉光司
第4投票区	○○○○○○○○○○○○○○	田中 利美

津市選挙管理委員会告示第35号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤久

期日前投票所の場所 津市榎原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第36号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
3月16日	○○○○○○○○○○○○○	奥山 知喜
3月17日	○○○○○○○○○○○○○	伊藤 博和
3月18日	○○○○○○○○○○○○○	前川 正和
3月19日	○○○○○○○○○○○○○○	伊藤 靖

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
3月16日	○○○○○○○○○○○○○	伊藤 博和
3月17日	○○○○○○○○○○○○○	坂口 敏和
3月18日	○○○○○○○○○○○○○	西尾 明
3月19日	○○○○○○○○○○○○○○	西尾 明

津市選挙管理委員会告示第37号

平成31年3月20日執行の津市榎原財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

支出金額の制限額 1,035,400円